

海水分析結果＜港湾内，放水口付近＞（Cs詳細分析）

採取地点	採取日時	分析項目	
		Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1 F 港湾口	2025/04/07 07:47	< 1.3E-03	1.0E-02
1 F 5,6号機放水口北側 ※1 (T-1)	2025/04/07 08:55	< 1.3E-03	5.1E-02
1 F 南放水口付近 ※2 (T-2)	2025/04/07 09:00	2.7E-03	2.1E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン ※3		1.0E+01	1.0E+01

- ・不等号（<：小なり）は検出限界値未満（ND）を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「－」と記す。
- ・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10^{±〇}であることを意味する。
（例）3.1E+01は3.1×10¹で31，3.1E+00は3.1×10⁰で3.1，3.1E－01は3.1×10^{－1}で0.31と読む。
- ・分析機関：（一財）九州環境管理協会
- ・詳細分析（リンモリブデン酸アンモニウム吸着捕集法）による分析結果を記載

※1 5,6号機放水口から北側に約30m地点

※2 試料採取作業の安全確保のため、2024年6月11日から、採取地点を1～4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

※3 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134，Cs-137の指標

- ・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について（日報）」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

海水分析結果＜沿岸＞(γ)

採取地点	採取日時	分析項目	
		Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
2 F 北放水口付近 ※ ¹ (T-3)	2025/04/01 10:00	< 1.2E-03	8.5E-03
2 F 岩沢海岸付近 ※ ² (T-4)	2025/04/01 09:00	< 1.3E-03	5.9E-03
請戸港南側 ※ ³ (T-6)	2025/04/01 07:40	< 1.3E-03	6.2E-03
WHOの飲料水水質ガイドライン※ ⁴		1.0E+01	1.0E+01

- ・ 海水の採取深度は表層
- ・ 不等号（<：小なり）は、検出限界値未満（ND）を表す。
- ・ 測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・ ○.○E±○とは、○.○×10^{±○}であることを意味する。
（例）3.1E+01は3.1×10¹で31、3.1E+00は3.1×10⁰で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
- ・ 詳細分析（リンモリブデン酸アンモニウム吸着捕集法）による分析結果を記載
- ・ 分析機関：東京パワーテクノロジー（株）

※¹ 福島第二 3,4号機放水口付近（福島第一から約10km地点）

※² 福島第二 1,2号機放水口から南側に約7km地点（福島第一から約16km地点）

※³ 福島第一 5,6号機放水口から北側に約5.5km地点

※⁴ WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134、Cs-137の指標

- ・ 分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について（日報）」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

海水分析結果＜沿岸＞（全β・H-3・γ）

採取地点	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 ^{※1} (Bq/L)	Cs-134 ^{※2} (Bq/L)	Cs-137 ^{※2} (Bq/L)
2F 北放水口付近 ^{※3} (T-3)	2025/03/25 11:45	—	< 3.7E-01	< 1.2E-03	8.4E-03
請戸港南側 ^{※4} (T-6)	2025/03/25 14:25	—	8.1E-01	< 1.4E-03	6.6E-03
WHOの飲料水水質ガイドライン ^{※5}			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

- ・ 海水の採取深度は表層
- ・ 不等号（<：小なり）は、検出限界値未満（ND）を表す。
- ・ 測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
- ・ $0.0E\pm0$ とは、 $0.0\times10^{\pm0}$ であることを意味する。
（例） $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。
- ・ H-3以外は既にお知らせ済み。

※1 分析機関：化研（株）

※2 分析機関：東京パワーテクノロジー（株）

※3 福島第二 3,4号機放水口付近（福島第一から約10km地点）

※4 福島第一 5,6号機放水口から北側に約5.5km地点

※5 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、H-3、Cs-134、Cs-137の指標

- ・ 分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について（日報）」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

海水分析結果＜発電所から3km以内＞（全β・γ）

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2025/04/27 07:13	—	< 6.8E-01	< 5.7E-01
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2025/04/27 08:20	1.2E+01	< 6.7E-01	< 5.8E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	—	—	—	—
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	—	—	—	—
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン※ ¹			1.0E+01	1.0E+01

・不等号（<：小なり）は、検出限界値未満（ND）を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、 $〇.〇 \times 10^{\pm 〇}$ であることを意味する。

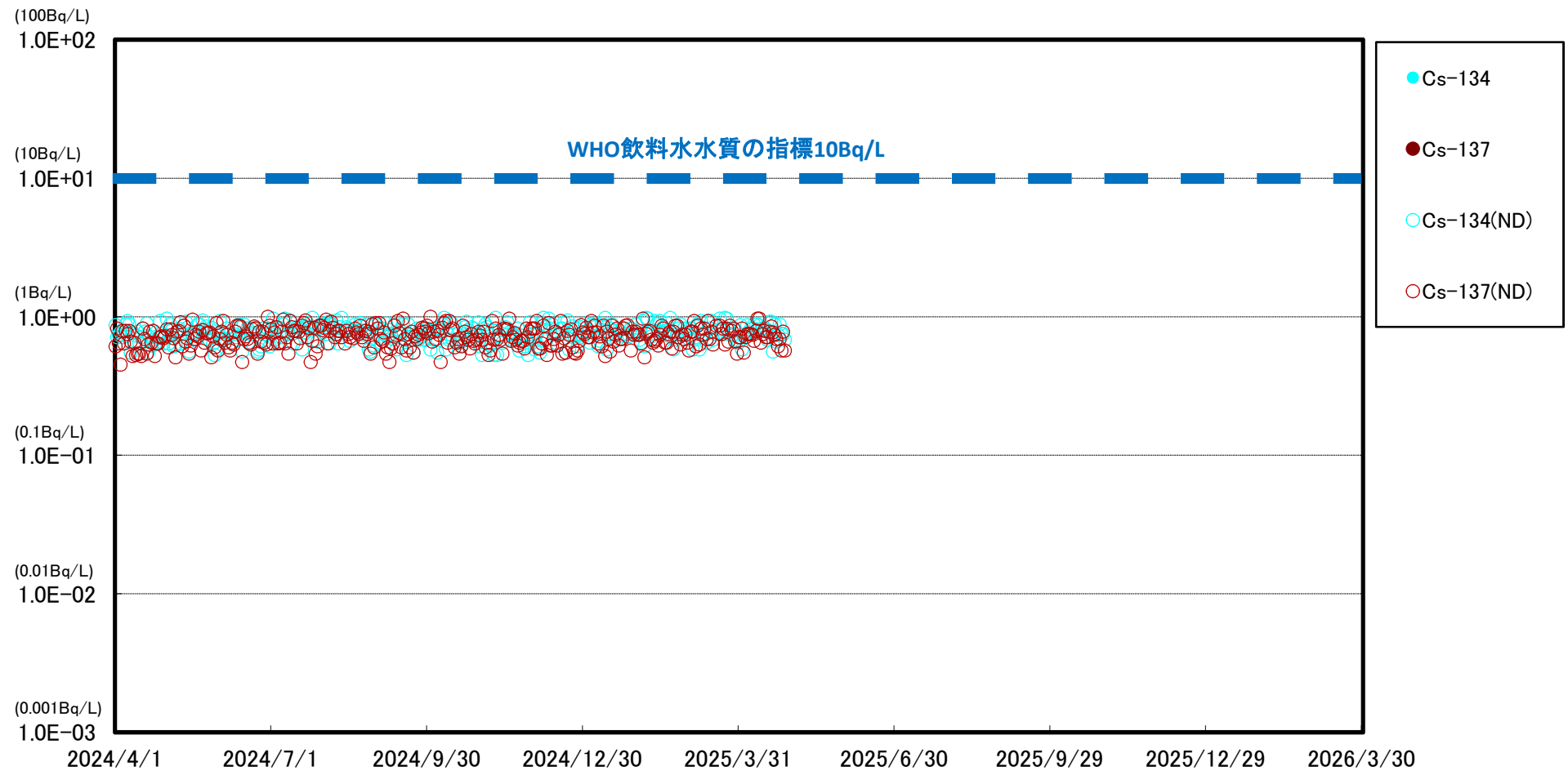
（例） $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31， $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1， $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける，Cs-134，Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について（日報）」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

※試料採取作業の安全確保のため、2024年6月11日から、採取地点を1～4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

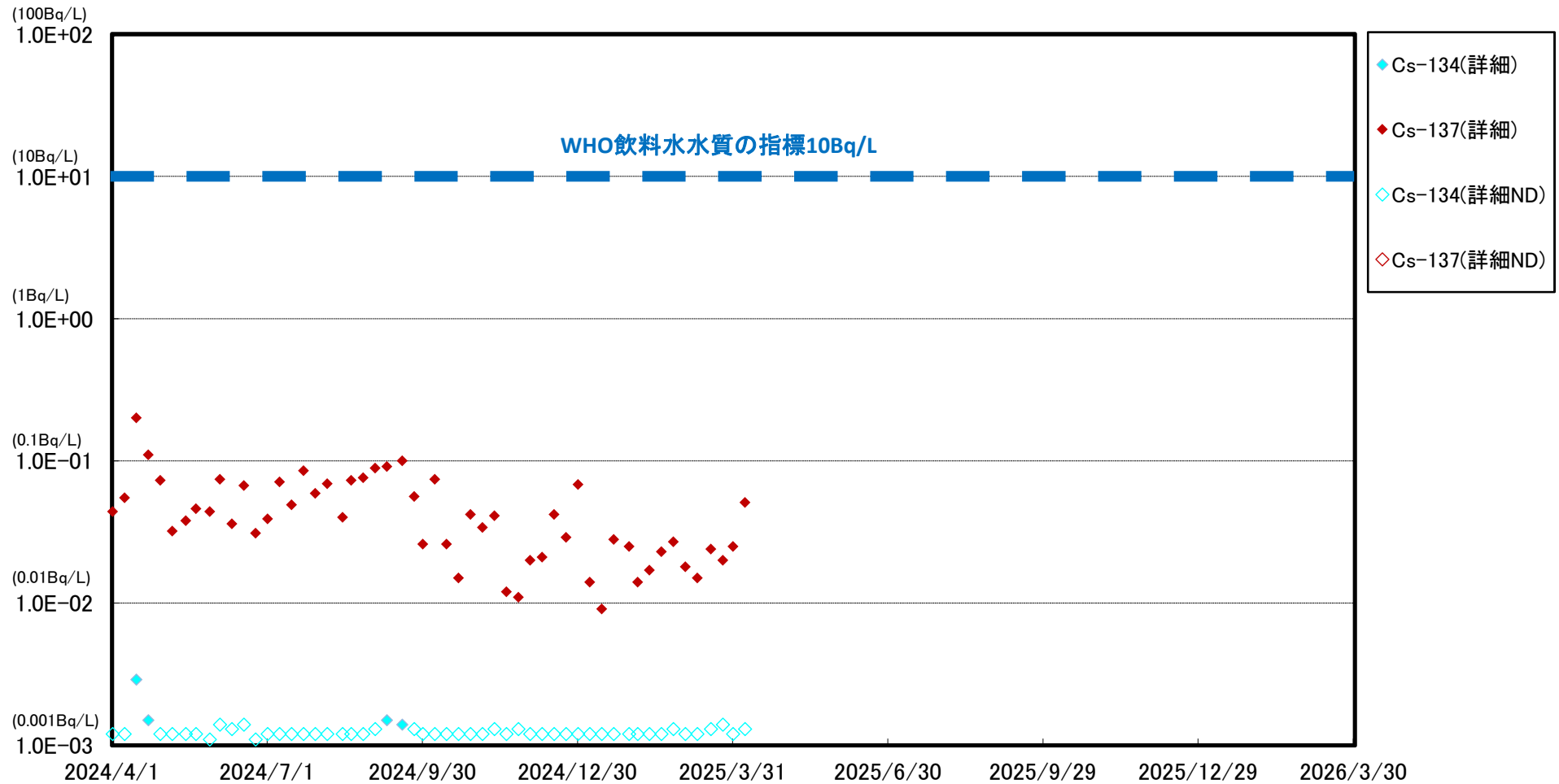
福島第一 5,6号機放水口北側(T-1) 海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

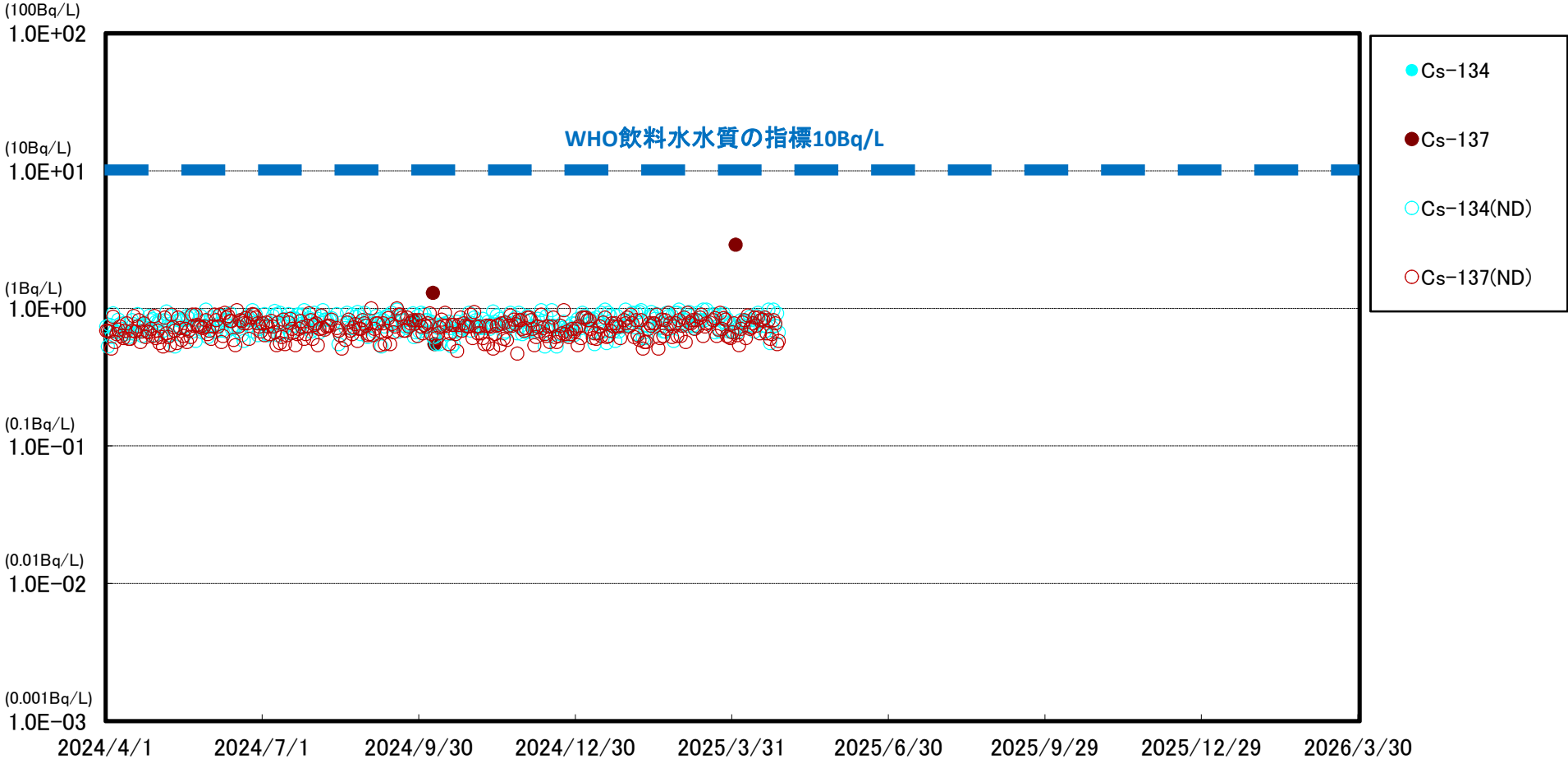
福島第一 5,6号機放水口北側(T-1) 海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

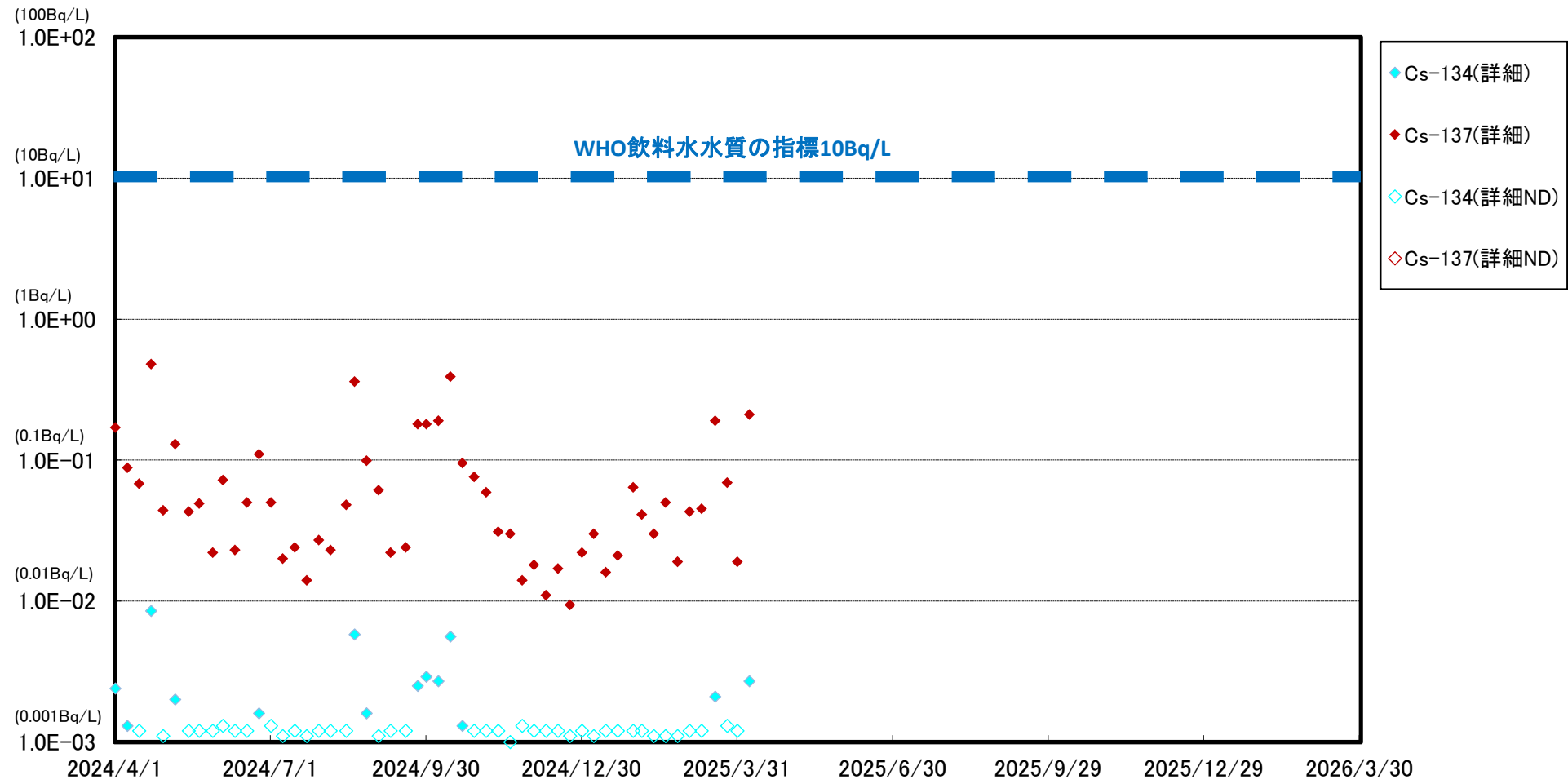
※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 南放水口付近(T-2) 海水放射能濃度



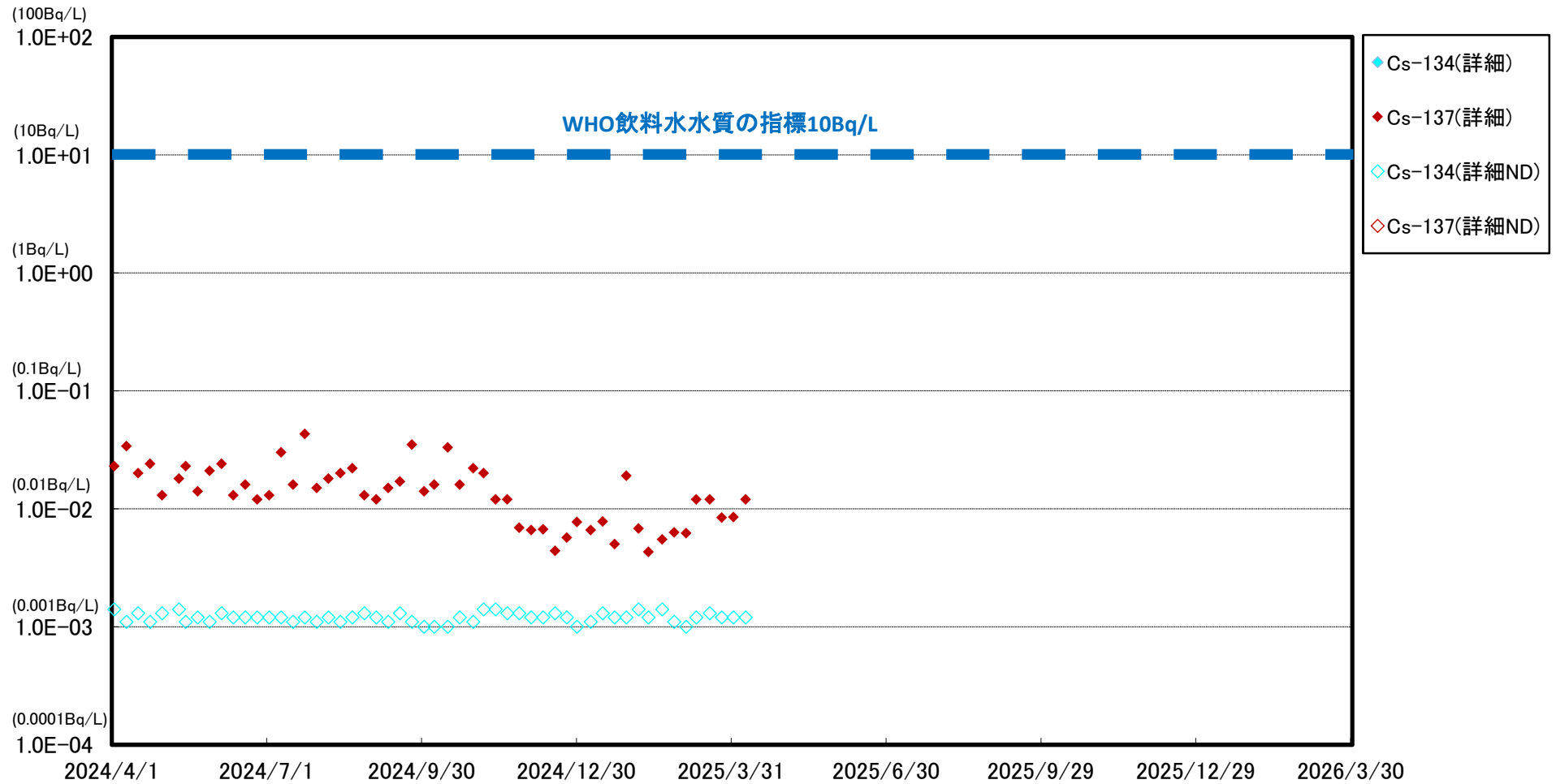
※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)
※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 南放水口付近(T-2) 海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)
※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

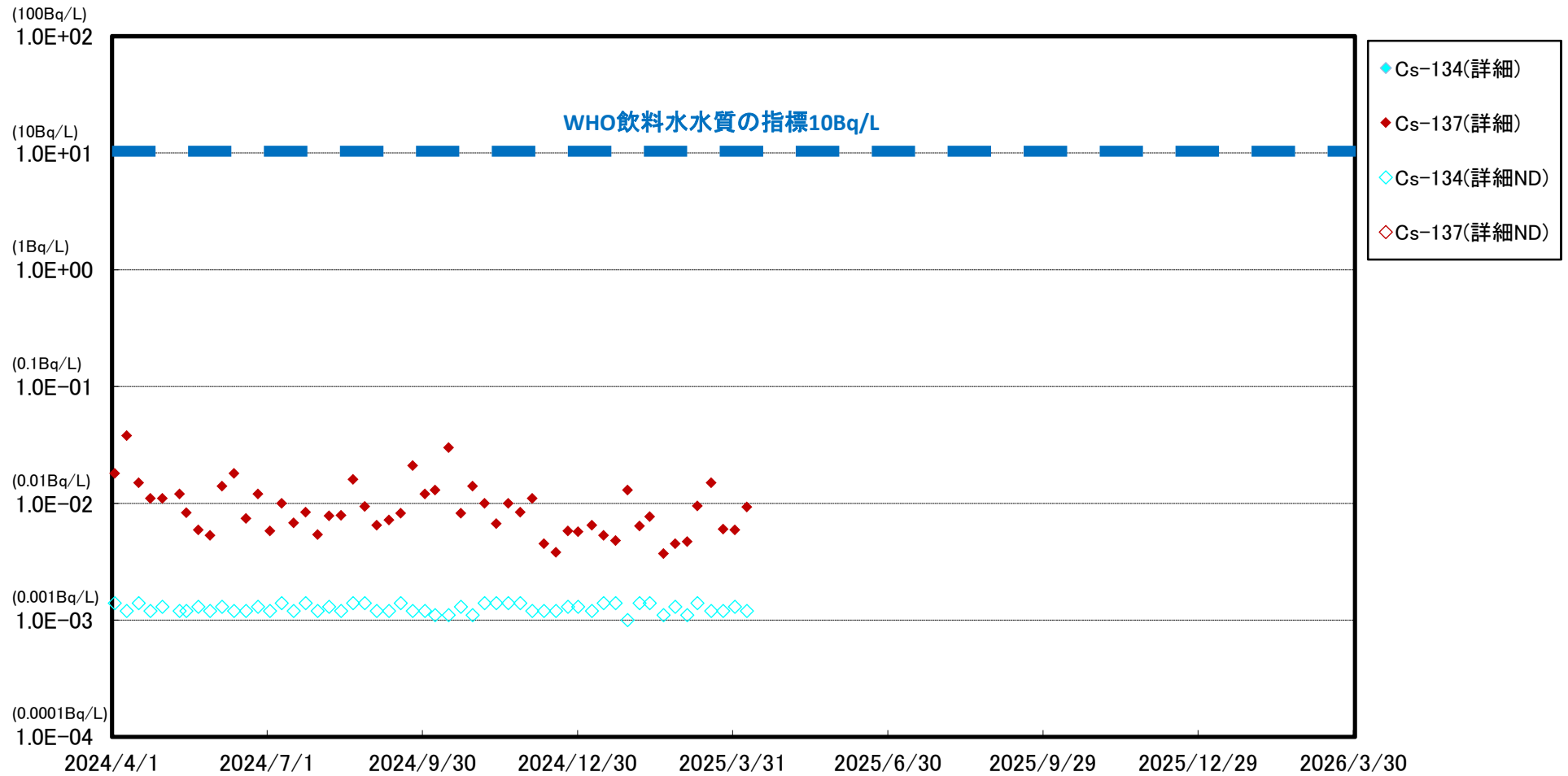
福島第二 北放水口付近(T-3) 海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

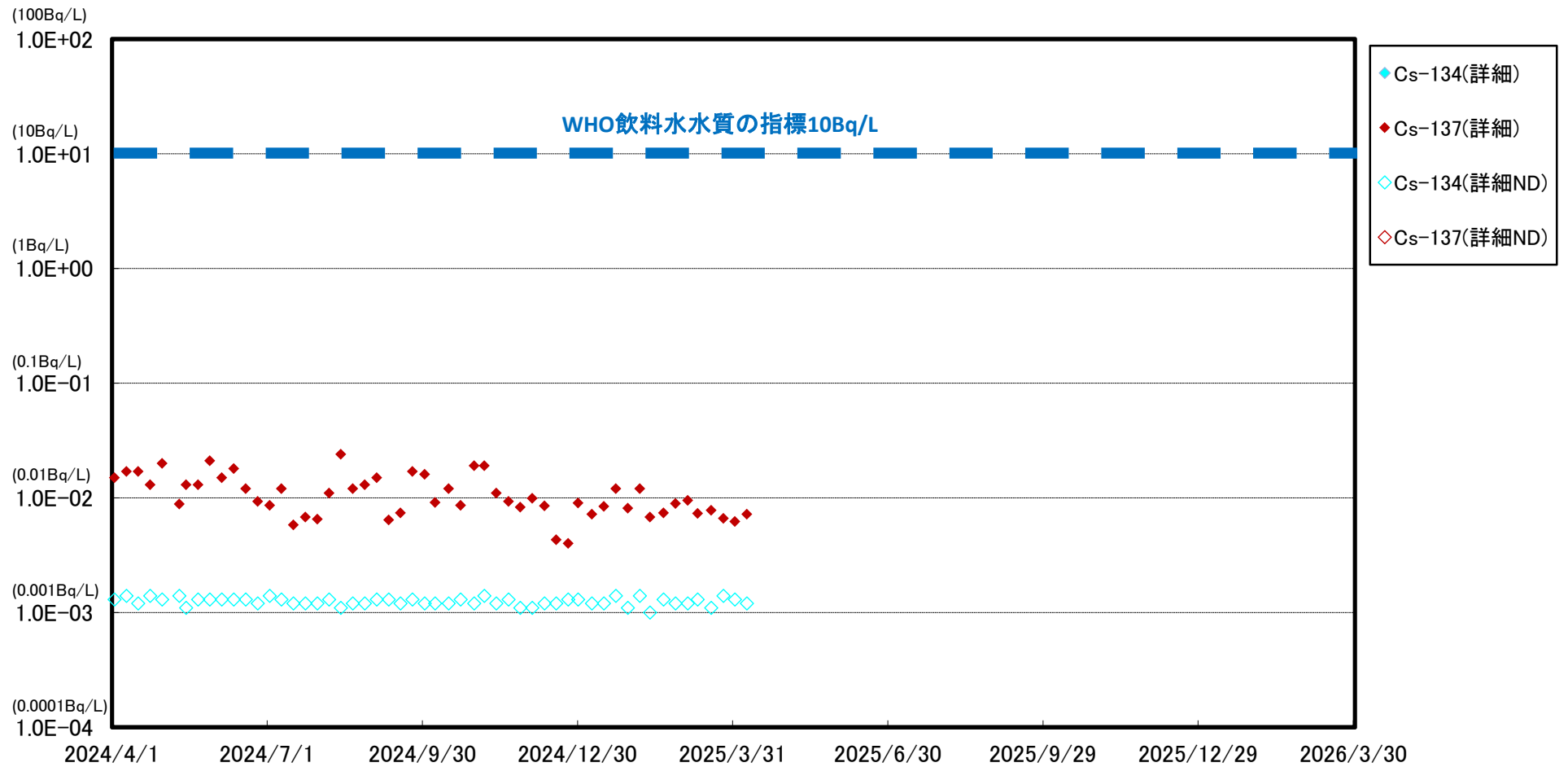
福島第二 岩沢海岸付近(T-4) 海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

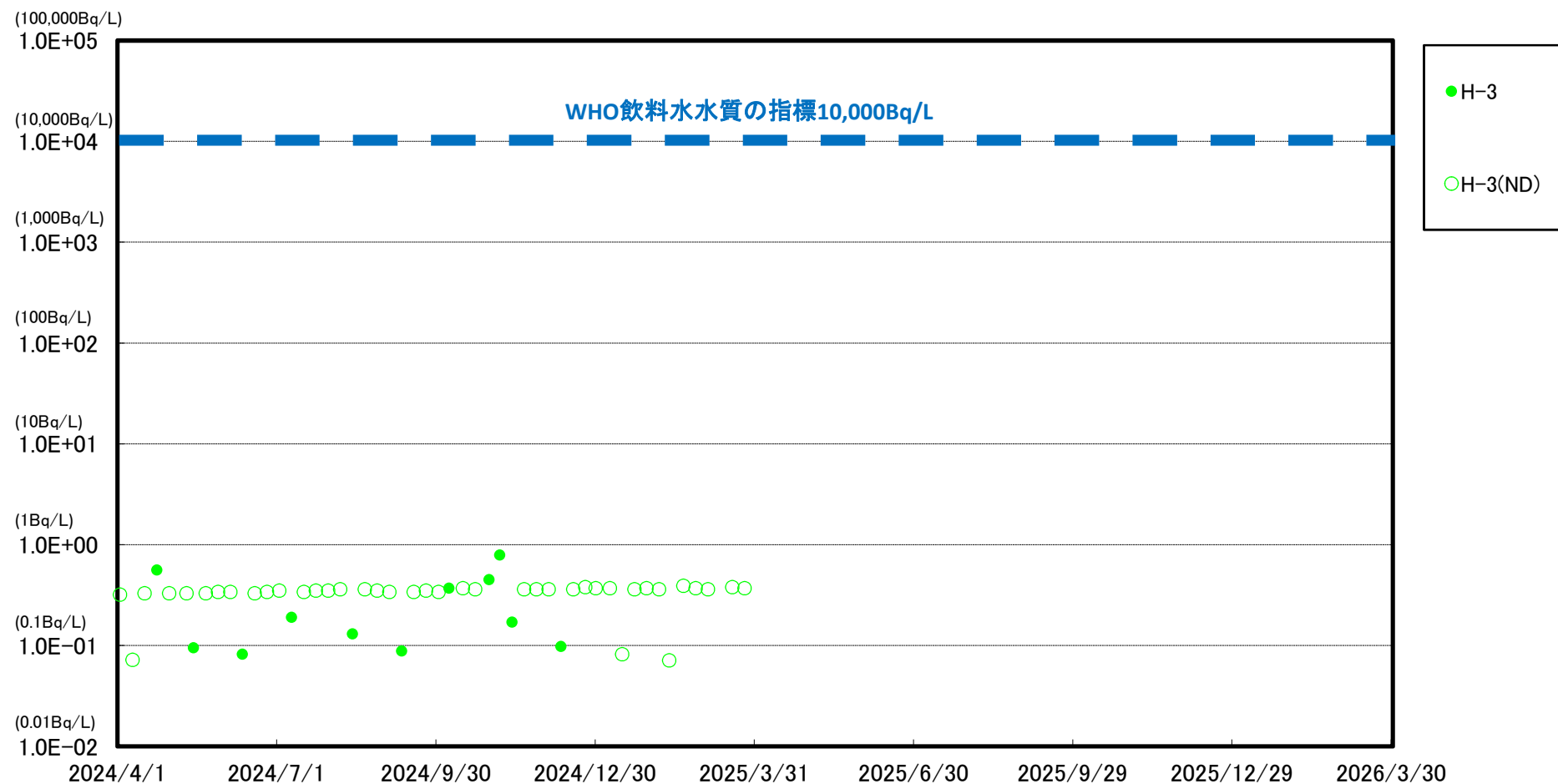
請戸港南側(T-6) 海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第二 北放水口付近(T-3) 海水放射能濃度

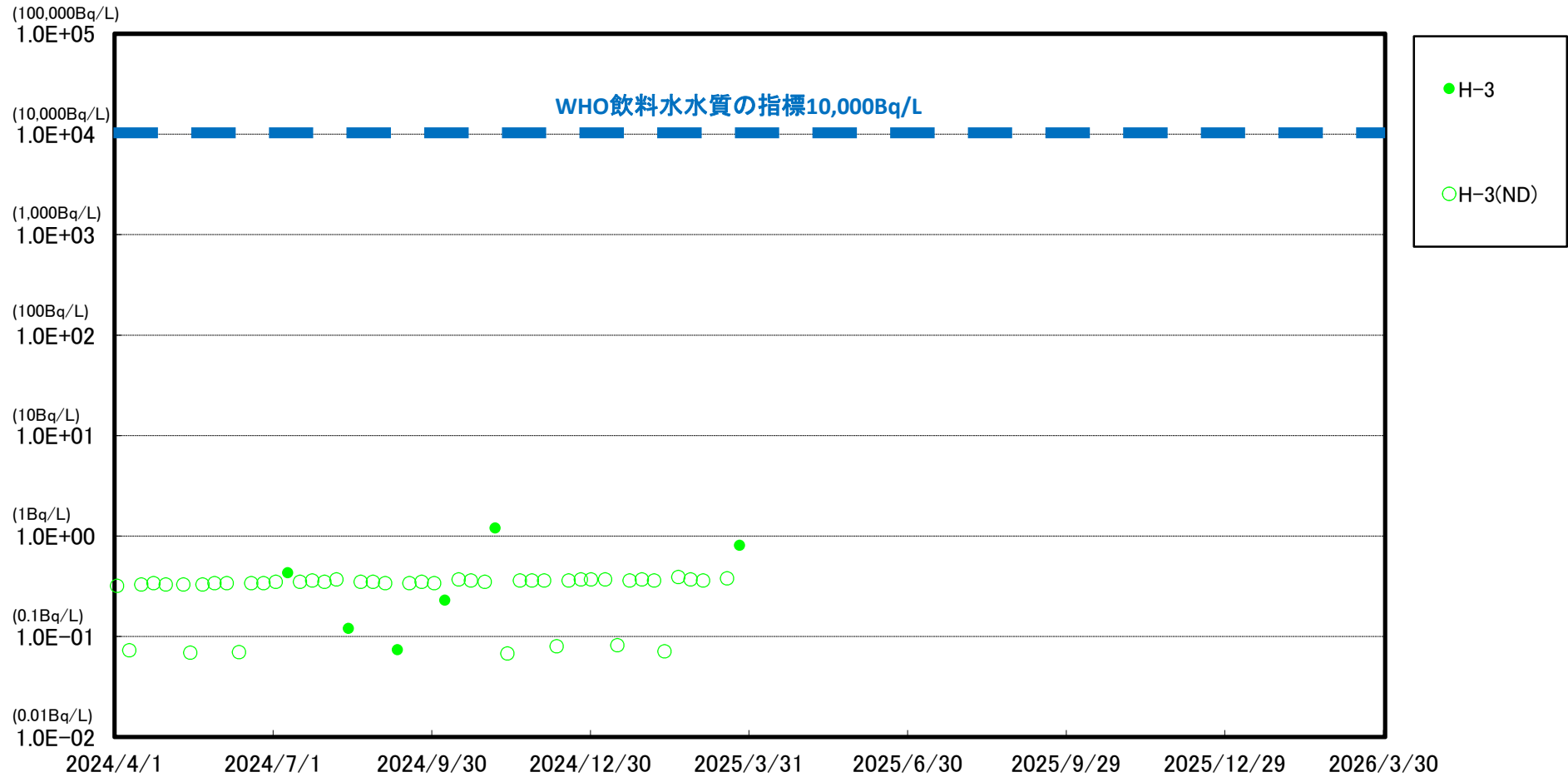


※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける,トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

※※※ 2023年6月以降のモニタリングにおいて, H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

請戸港南側(T-6) 海水放射能濃度

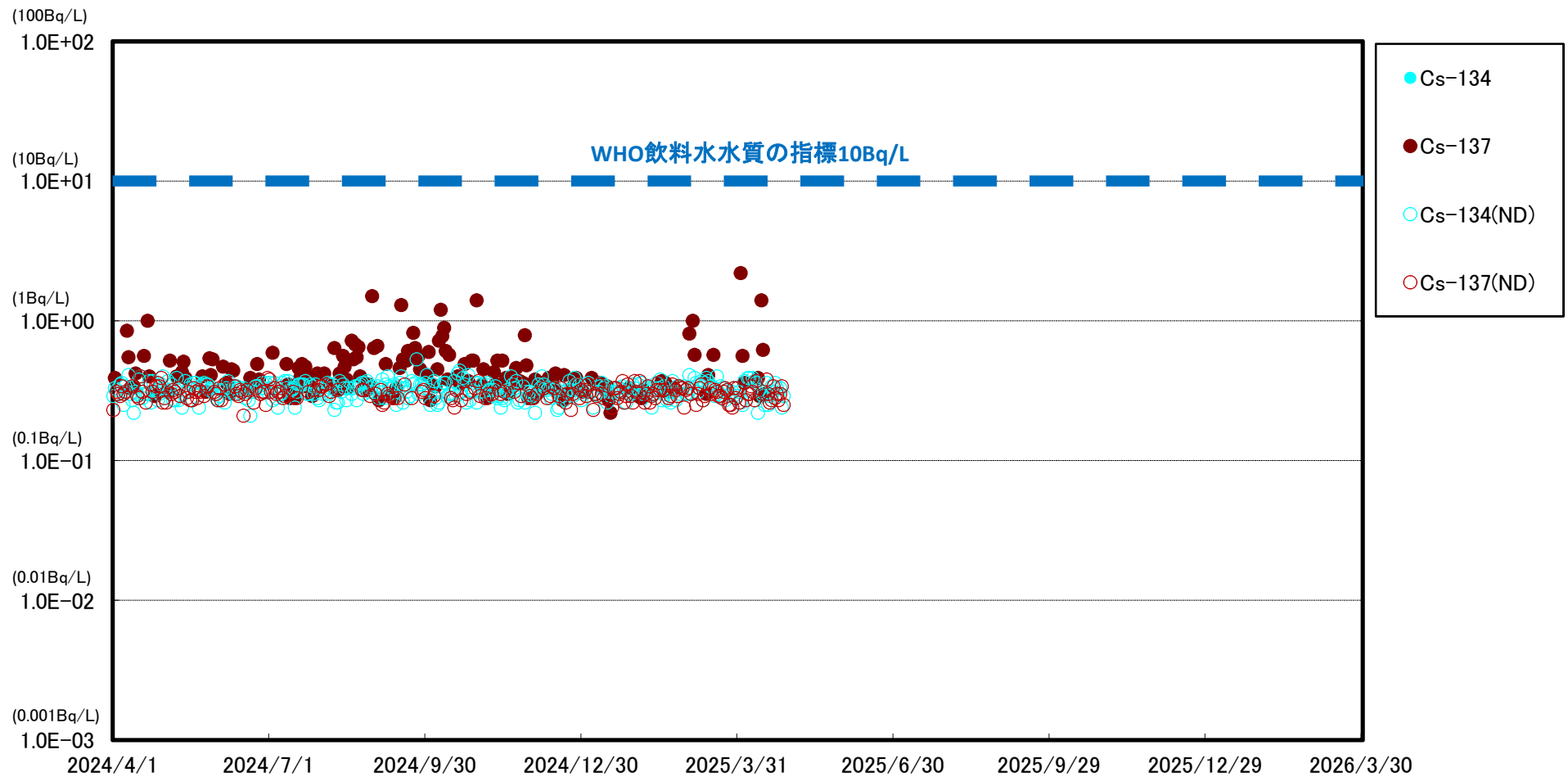


※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標: $1.0 \times 10^4 \text{ Bq/L}$ (1万Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

※※※ 2023年6月以降のモニタリングにおいて、H-3の検出限界値を0.4Bq/L⇒0.1Bq/Lに変更(1ヶ月に1回)

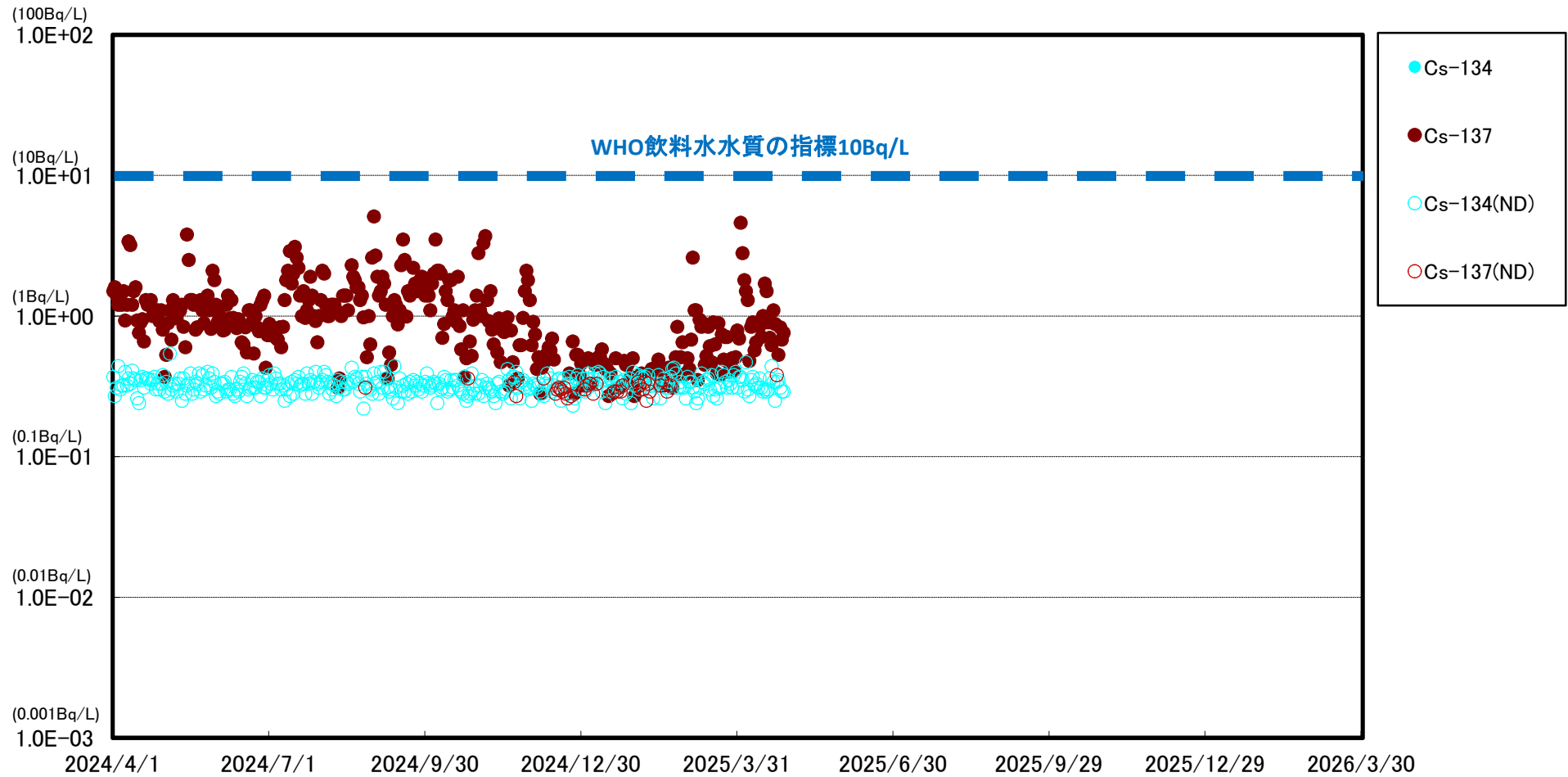
福島第一 物揚場前海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

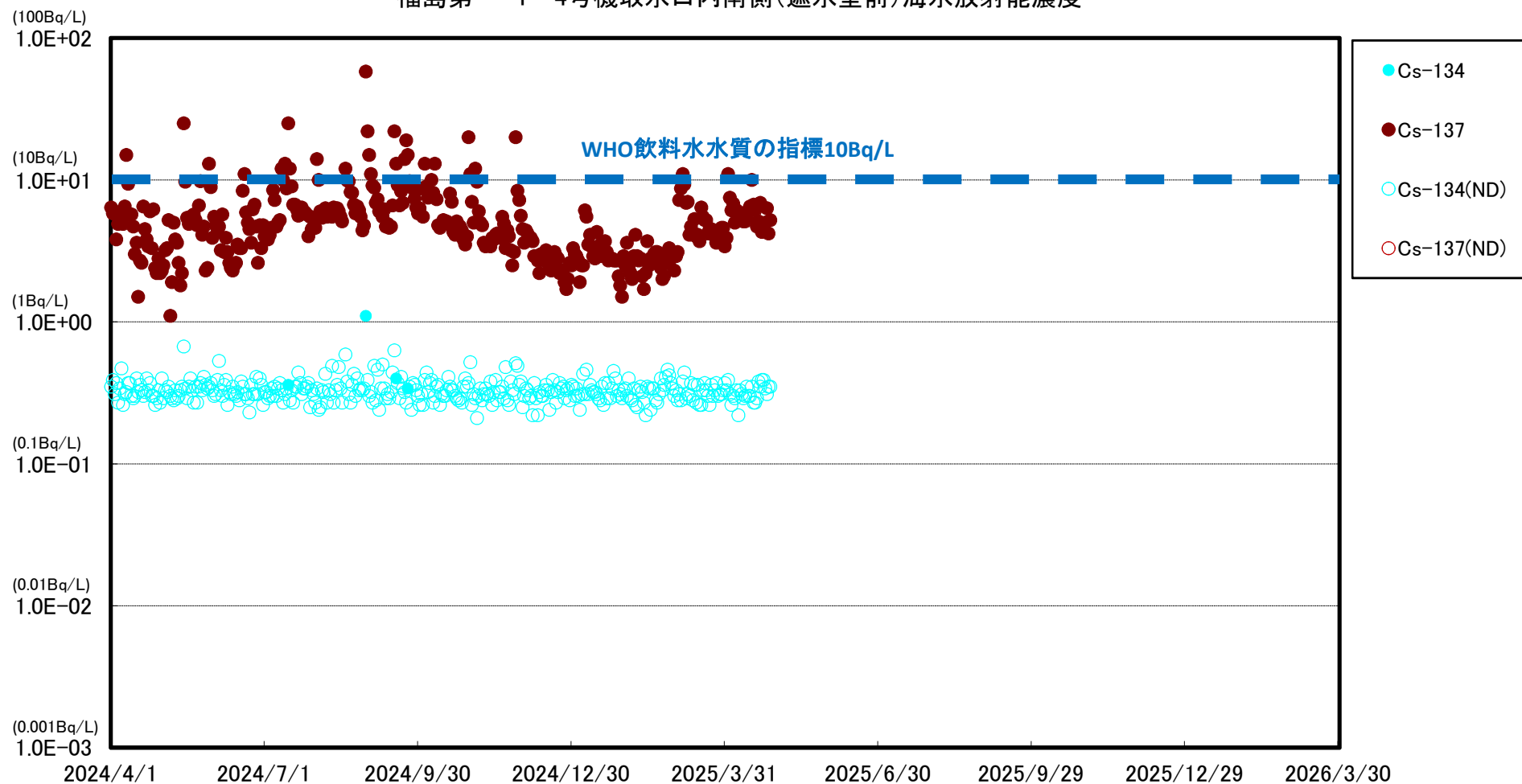
福島第一 1～4号機取水口内北側(東波除堤北側)海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

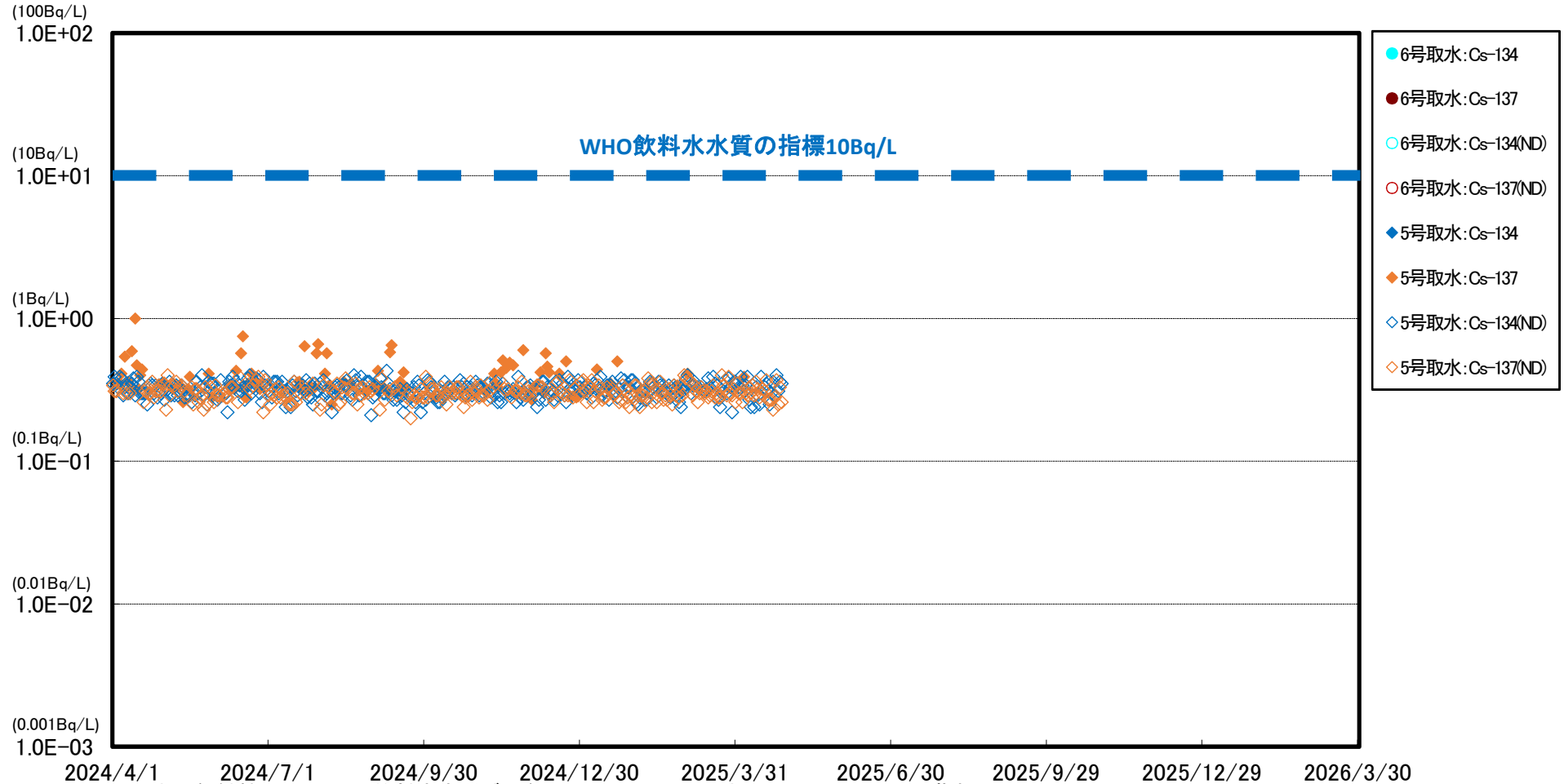
福島第一 1～4号機取水口内南側(遮水壁前)海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 5号機取水口前海水放射能濃度

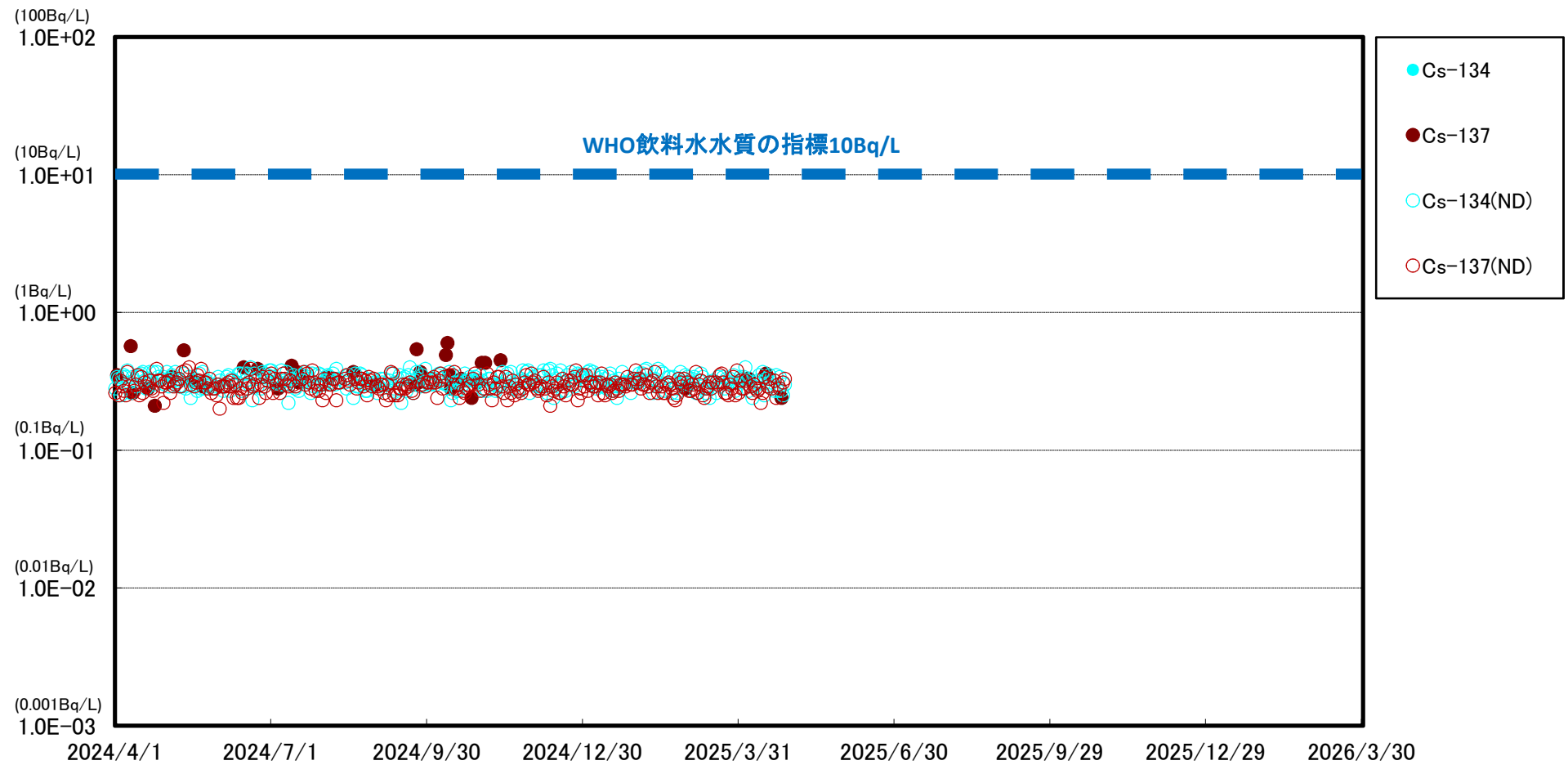


※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

* 2023/7/3 採取地点変更(6号機取水口前⇒5号機取水口前)

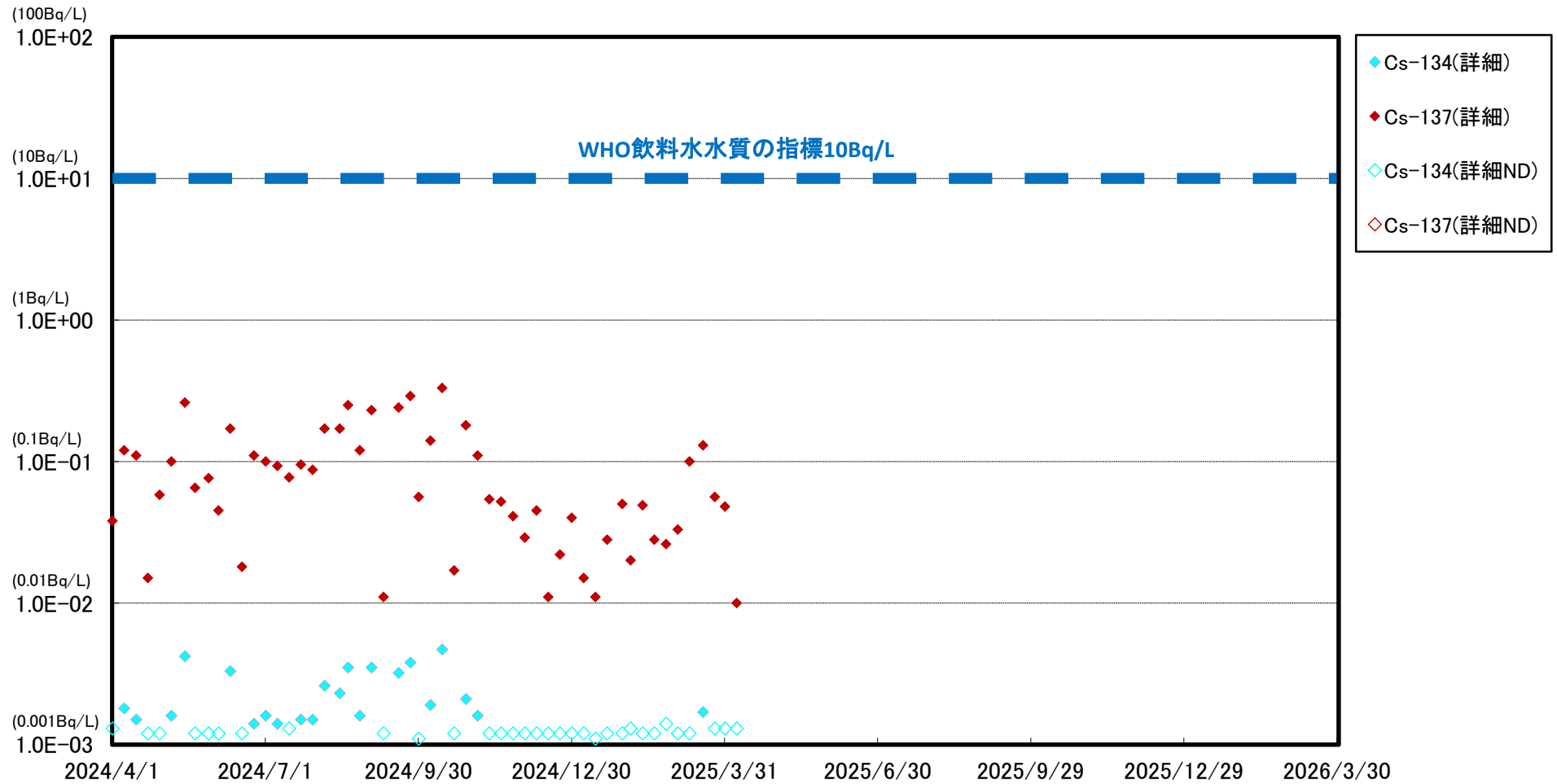
福島第一 港湾口海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

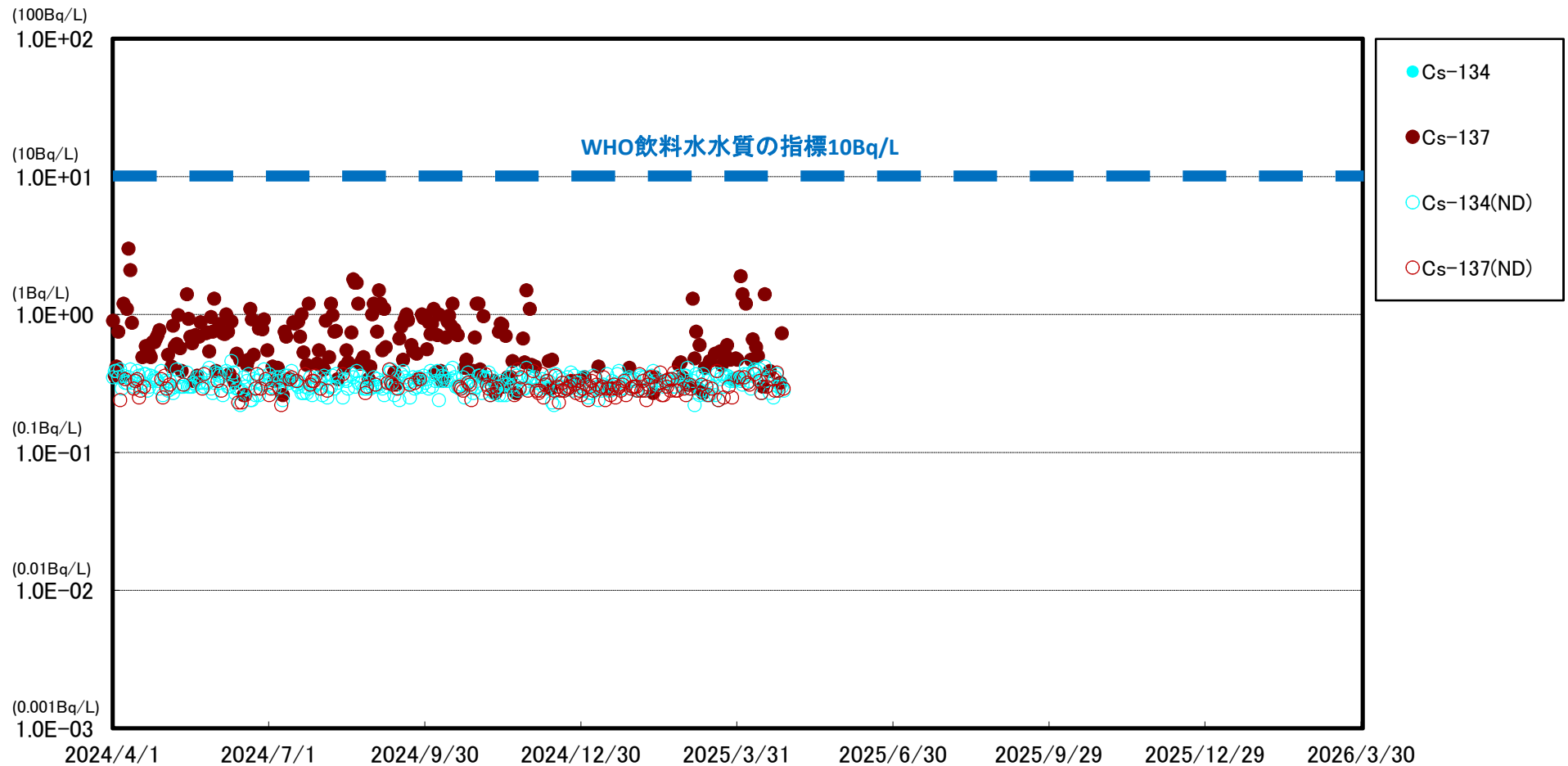
福島第一 港湾口海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

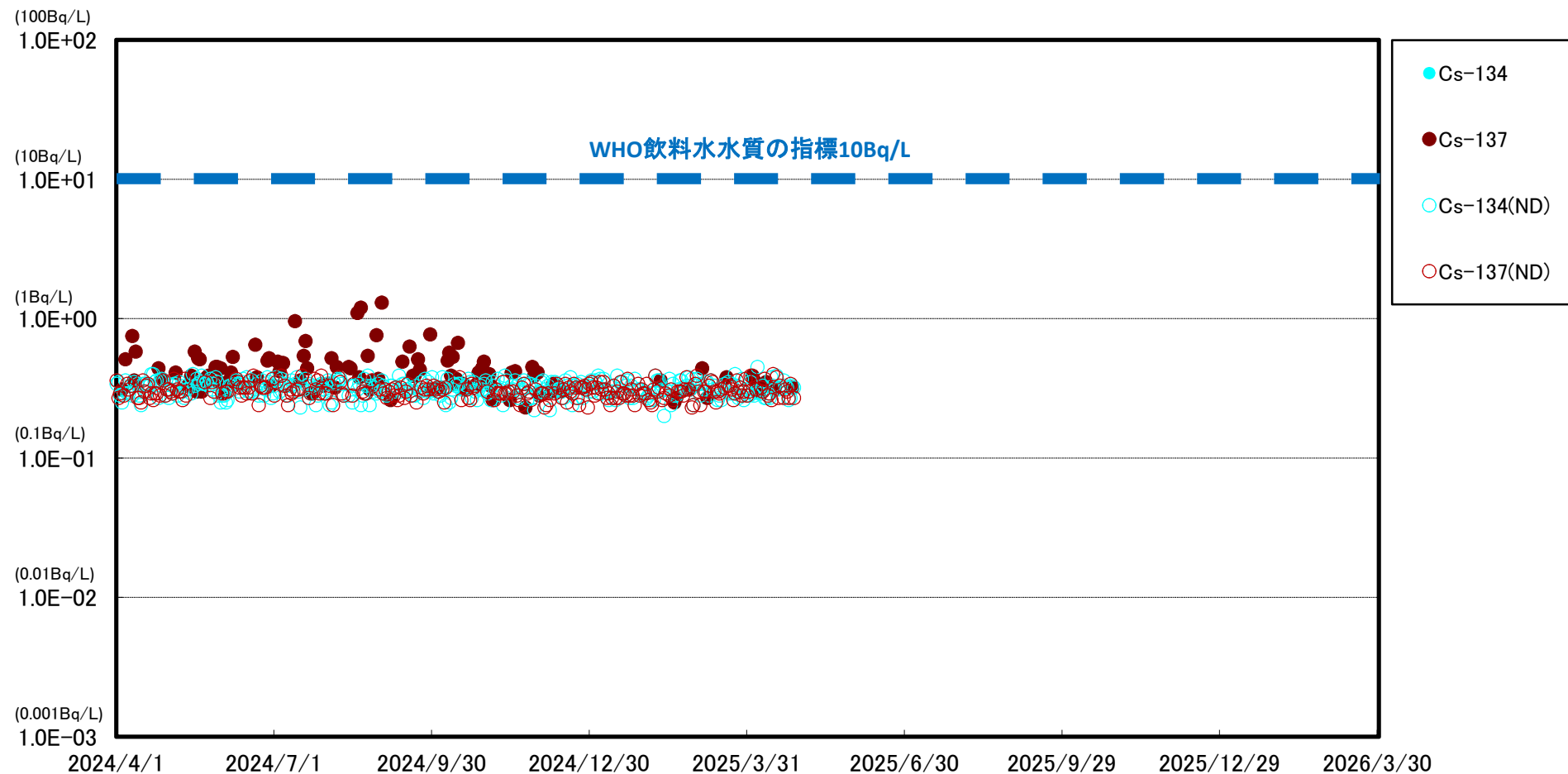
福島第一 港湾中央海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

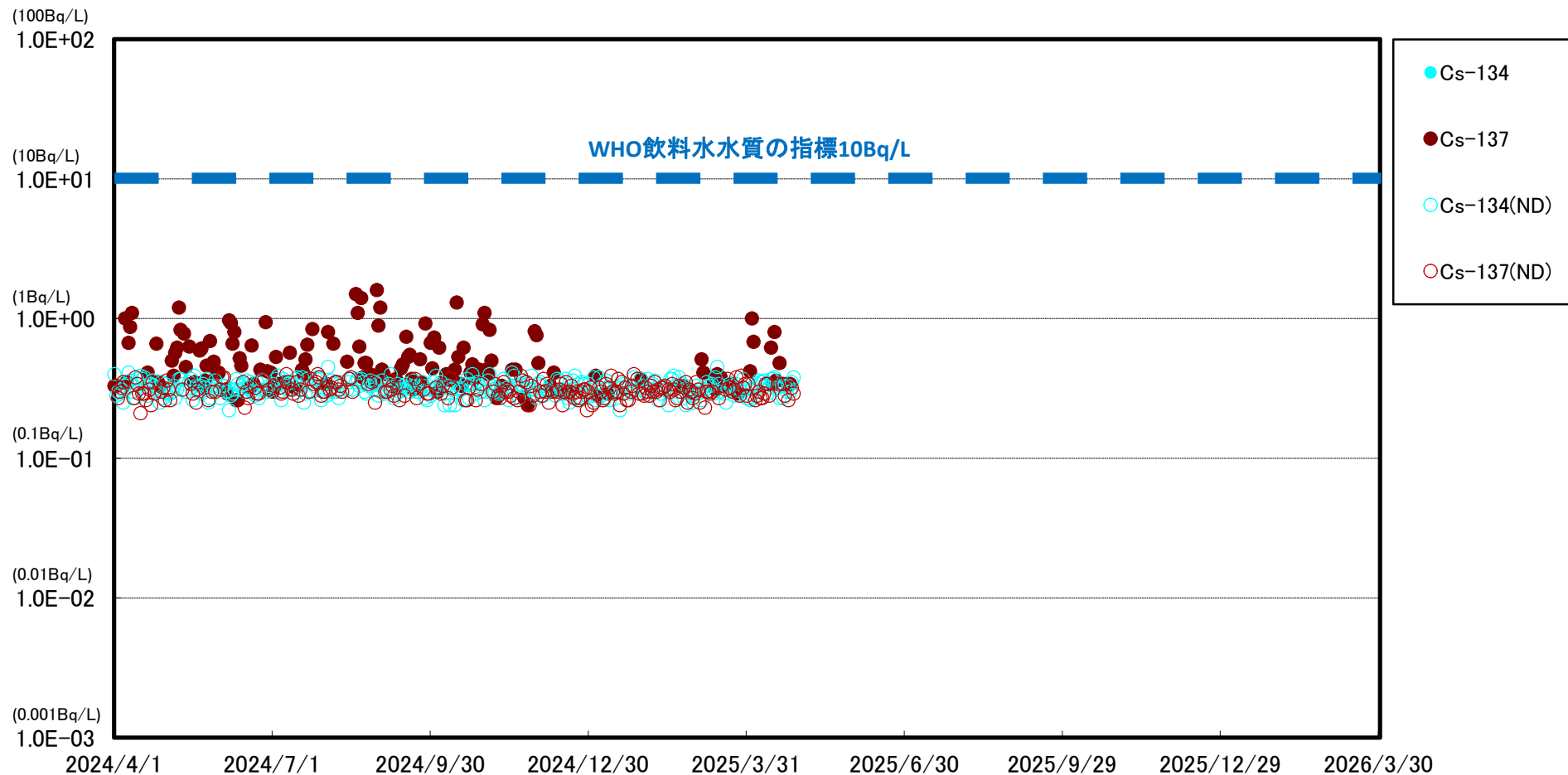
福島第一 港湾内東側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

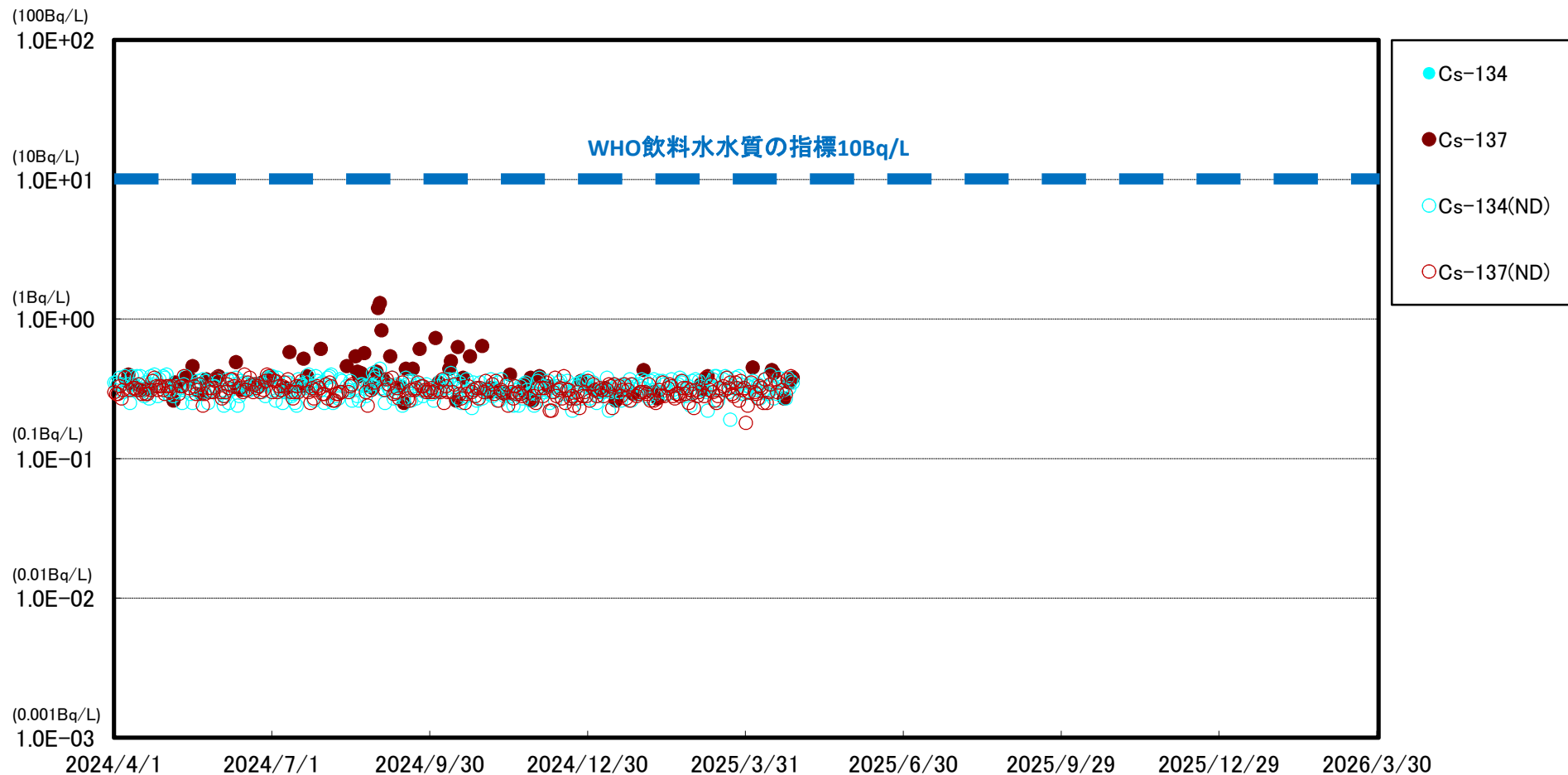
福島第一 港湾内西側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

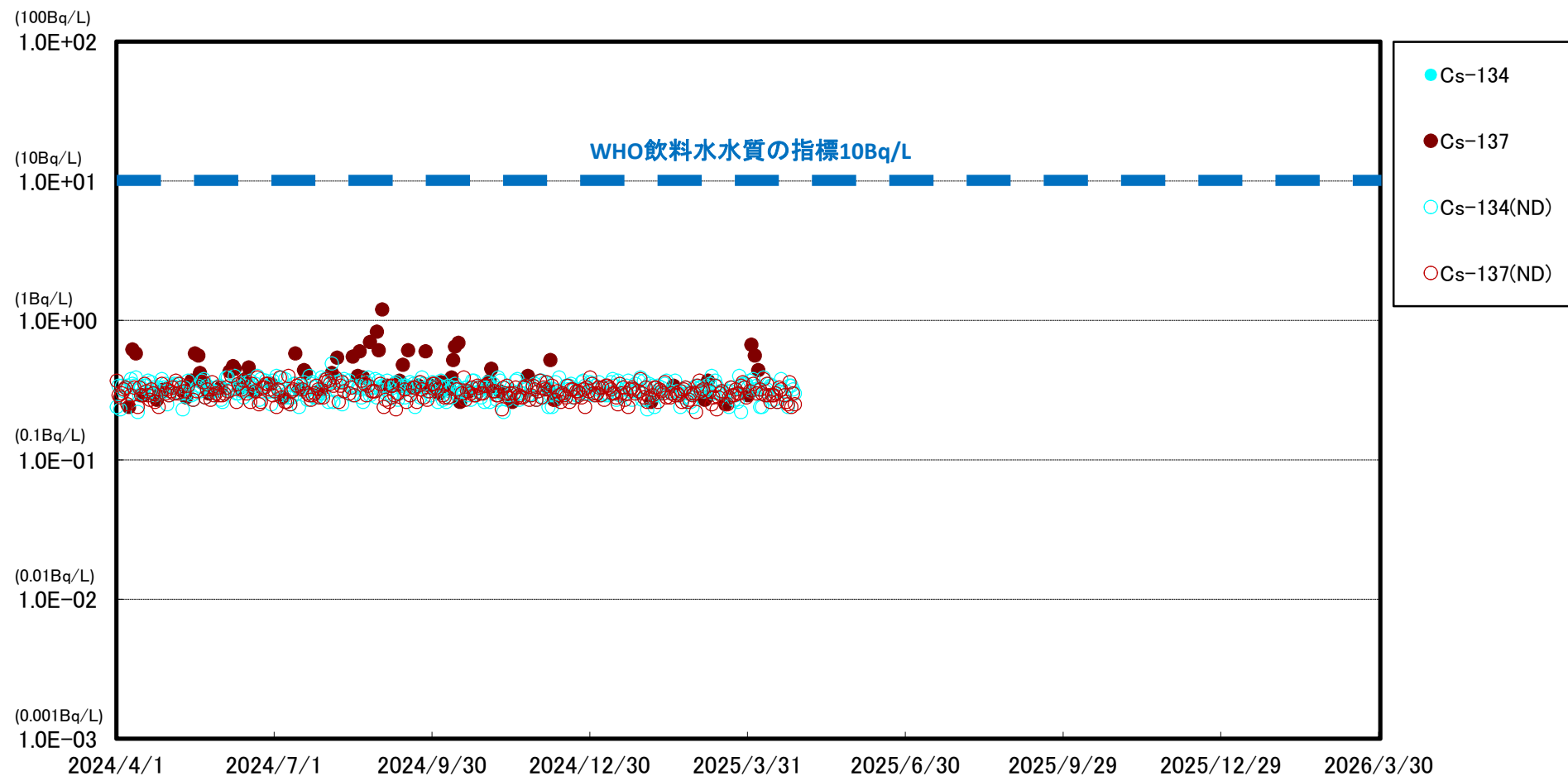
福島第一 港湾内北側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

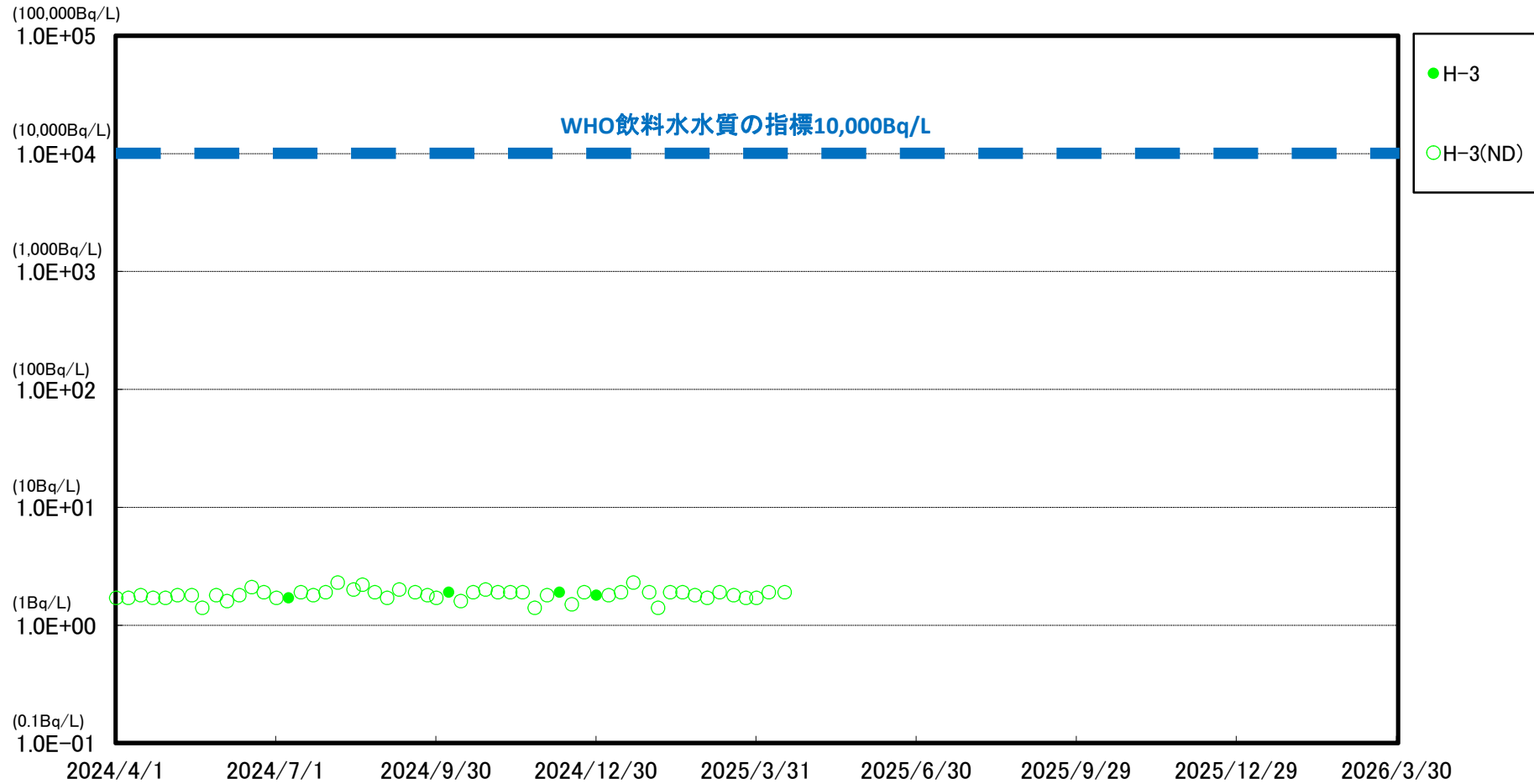
福島第一 港湾内南側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける, セシウム(Cs-134, Cs-137)の指標:1.0E+01Bq/L(10Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

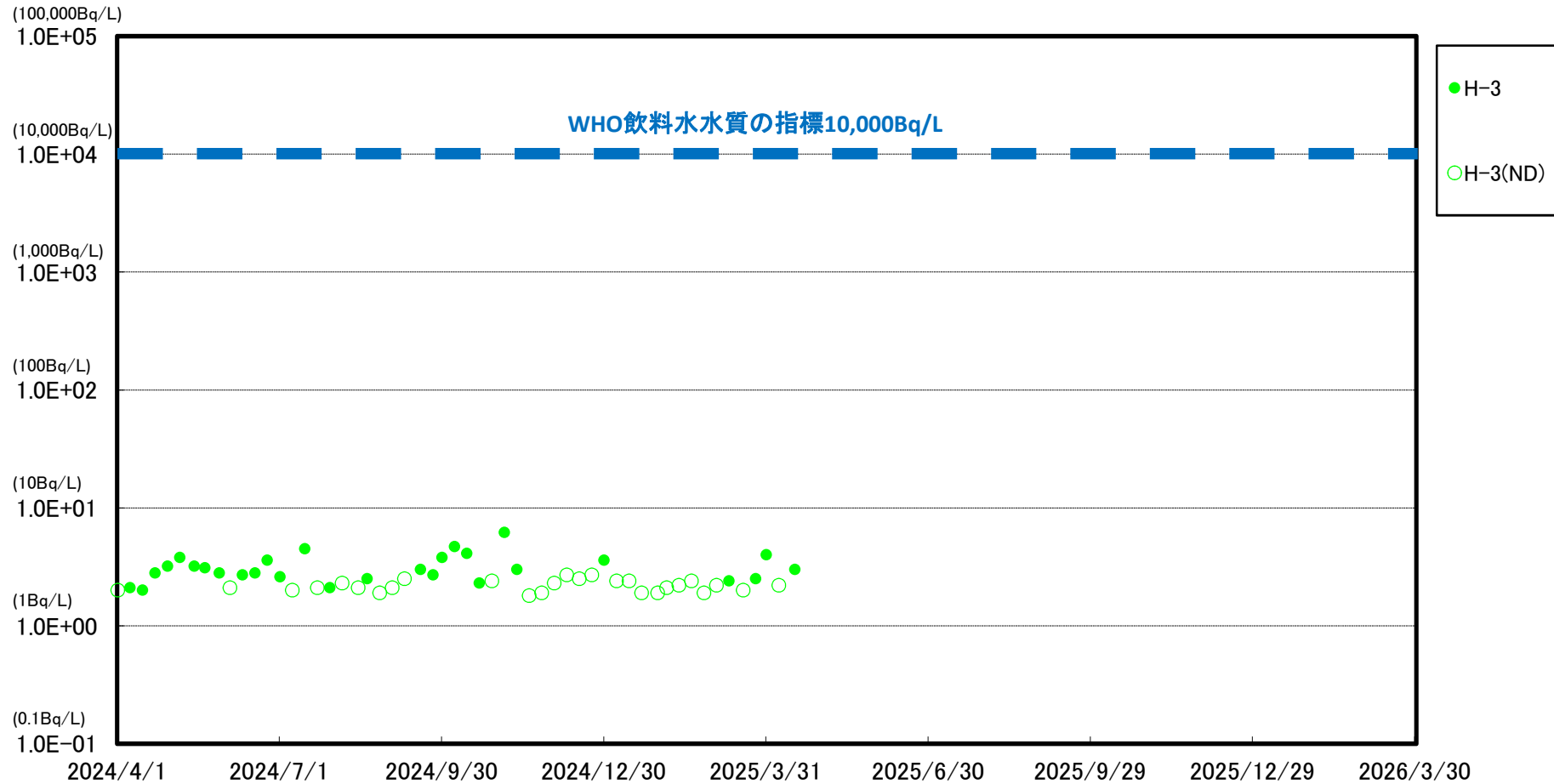
福島第一 物揚場前海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

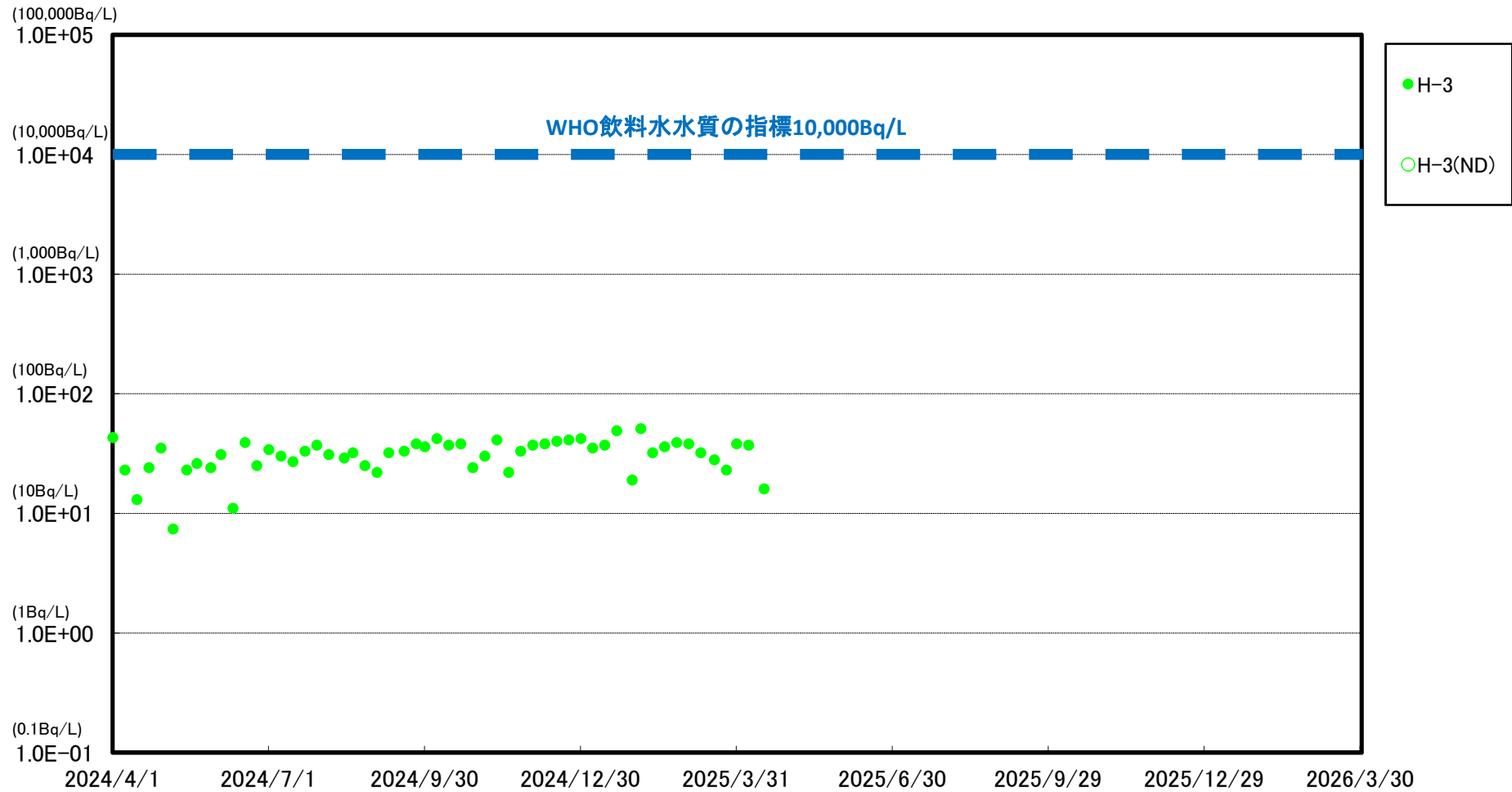
福島第一 1～4号機取水口内北側(東波除堤北側)海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

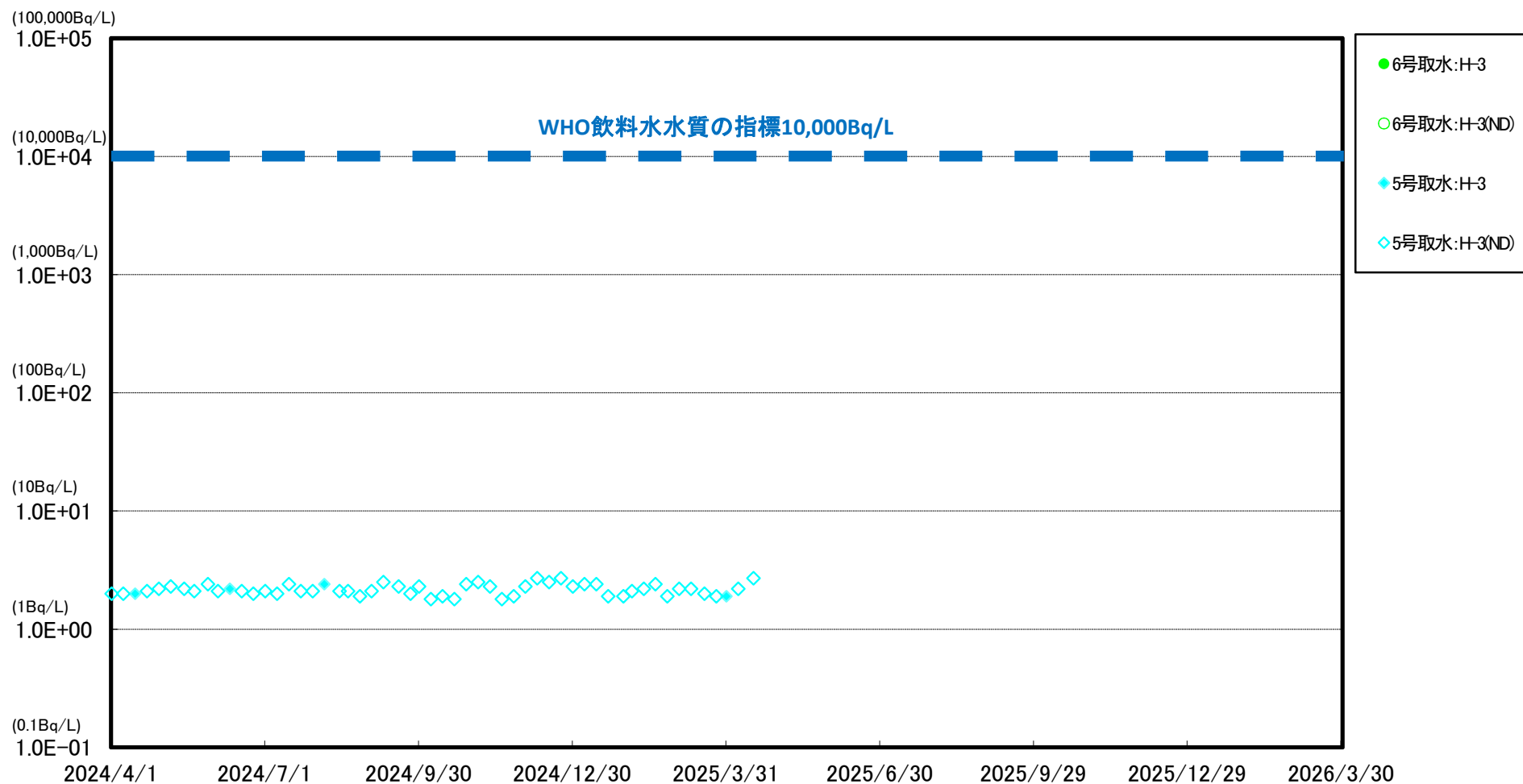
福島第一 1～4号機取水口内南側(遮水壁前)海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 5号機取水口前海水放射能濃度

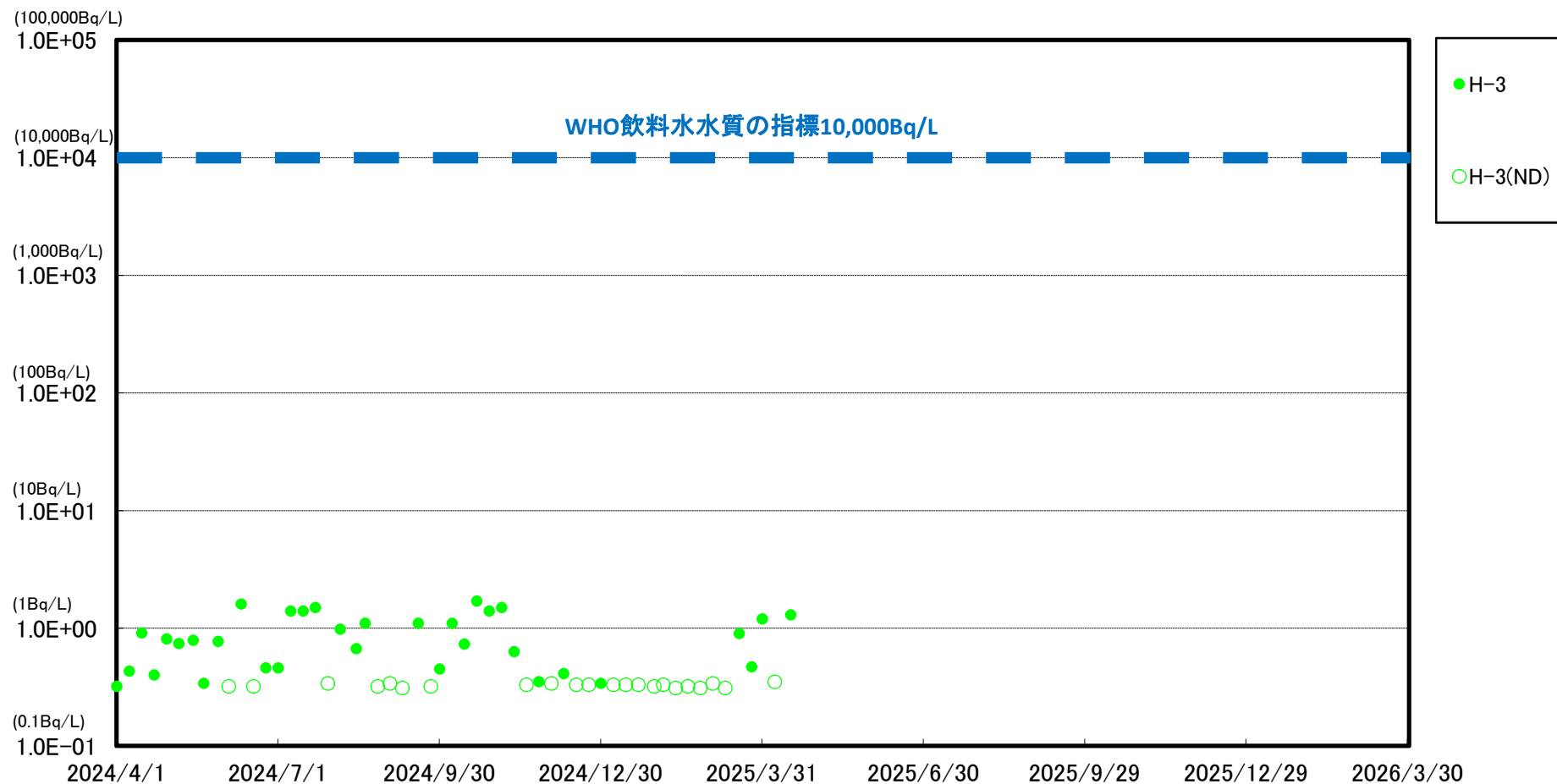


※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

* 2023/7/3 採取地点変更(6号機取水口前⇒5号機取水口前)

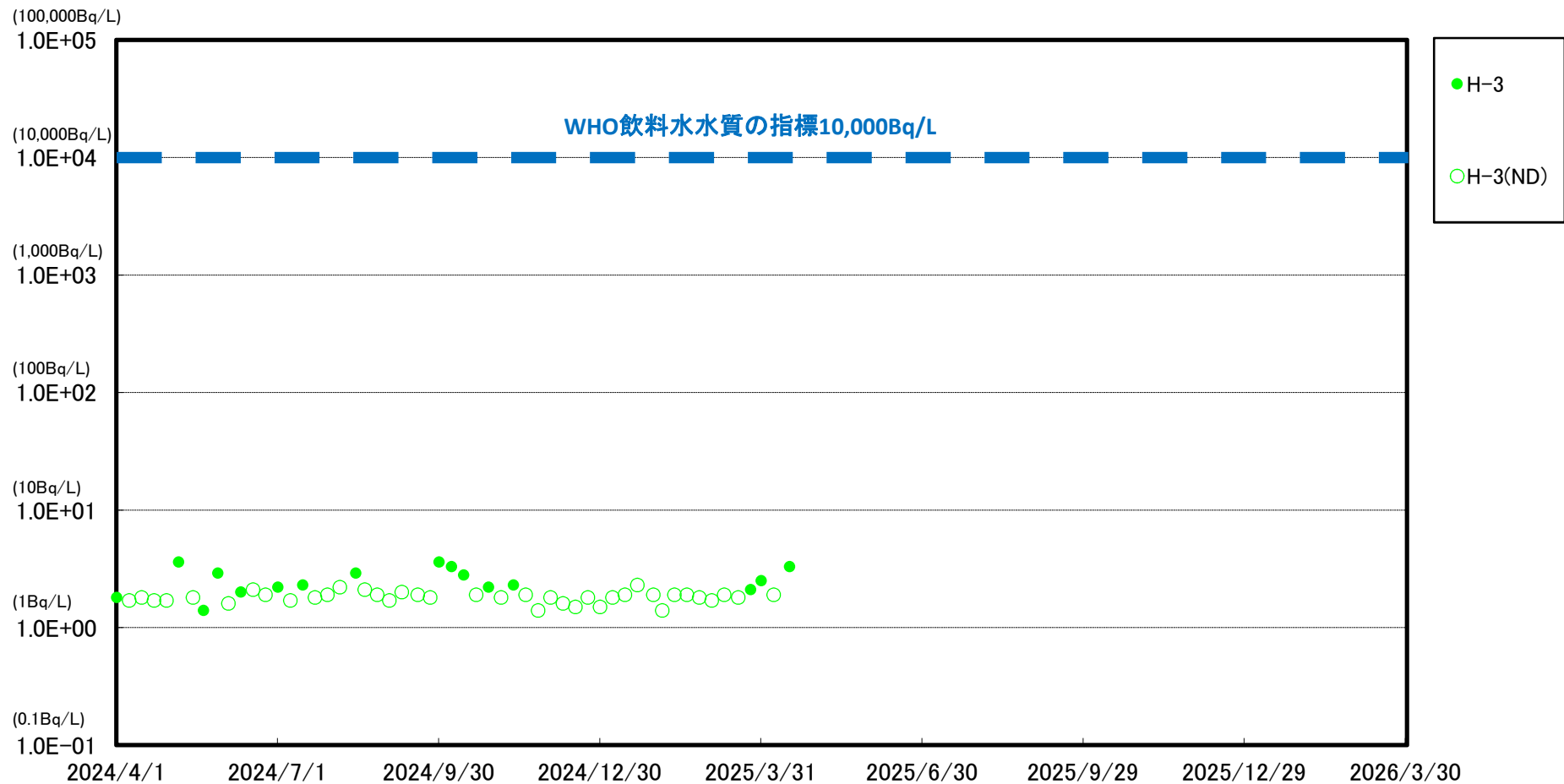
福島第一 港湾口海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

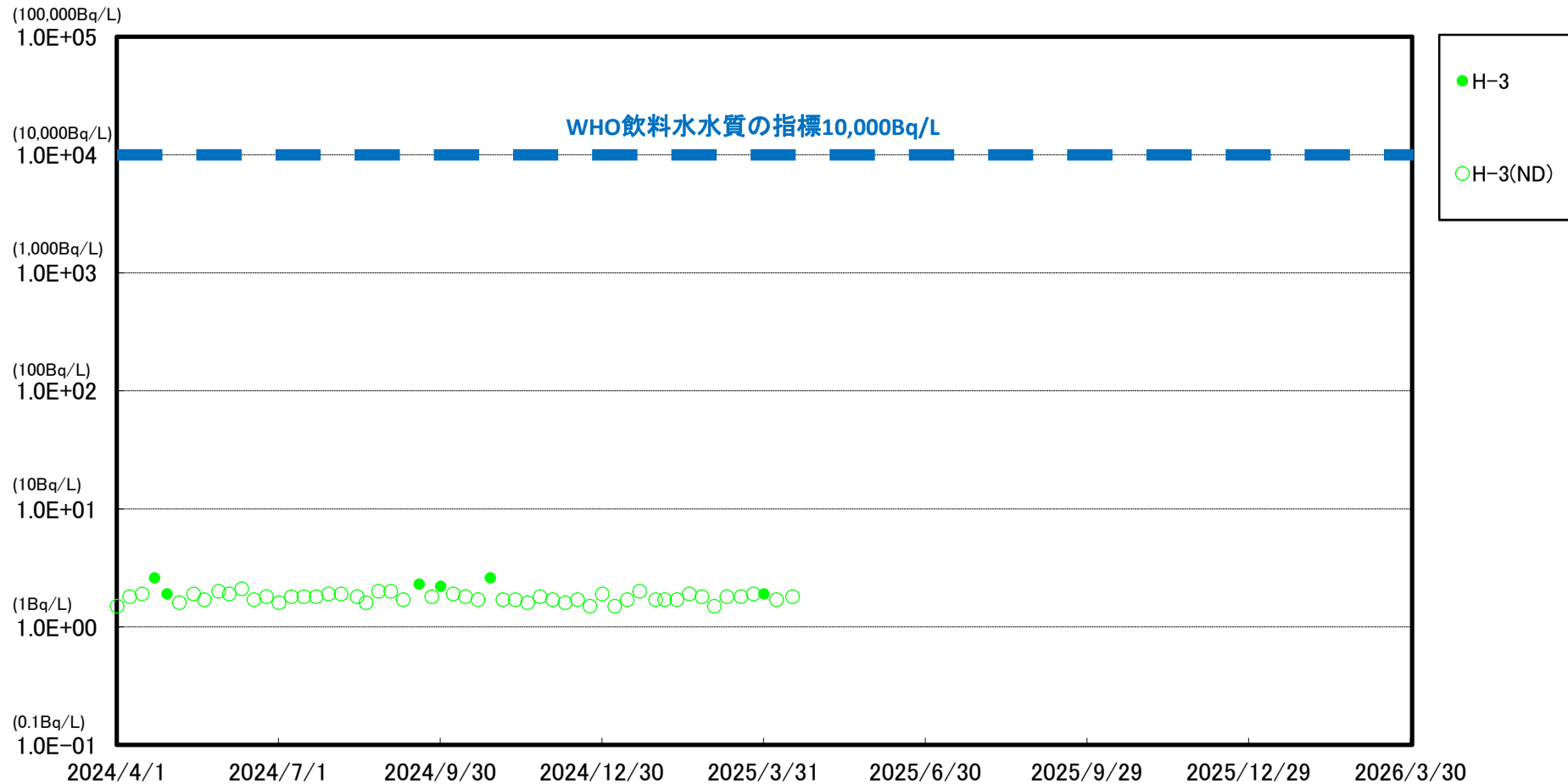
福島第一 港湾中央海水放射能濃度



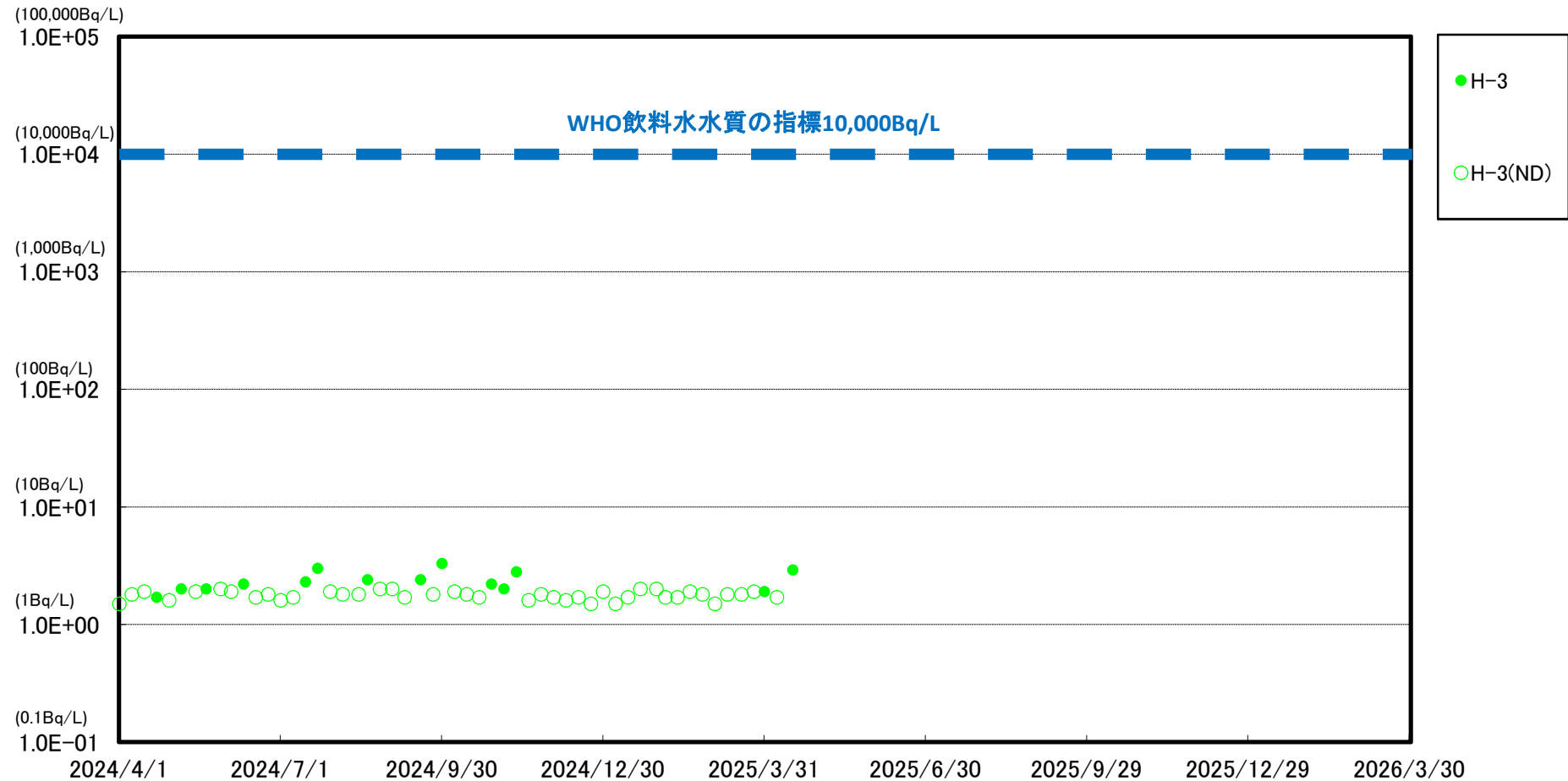
※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

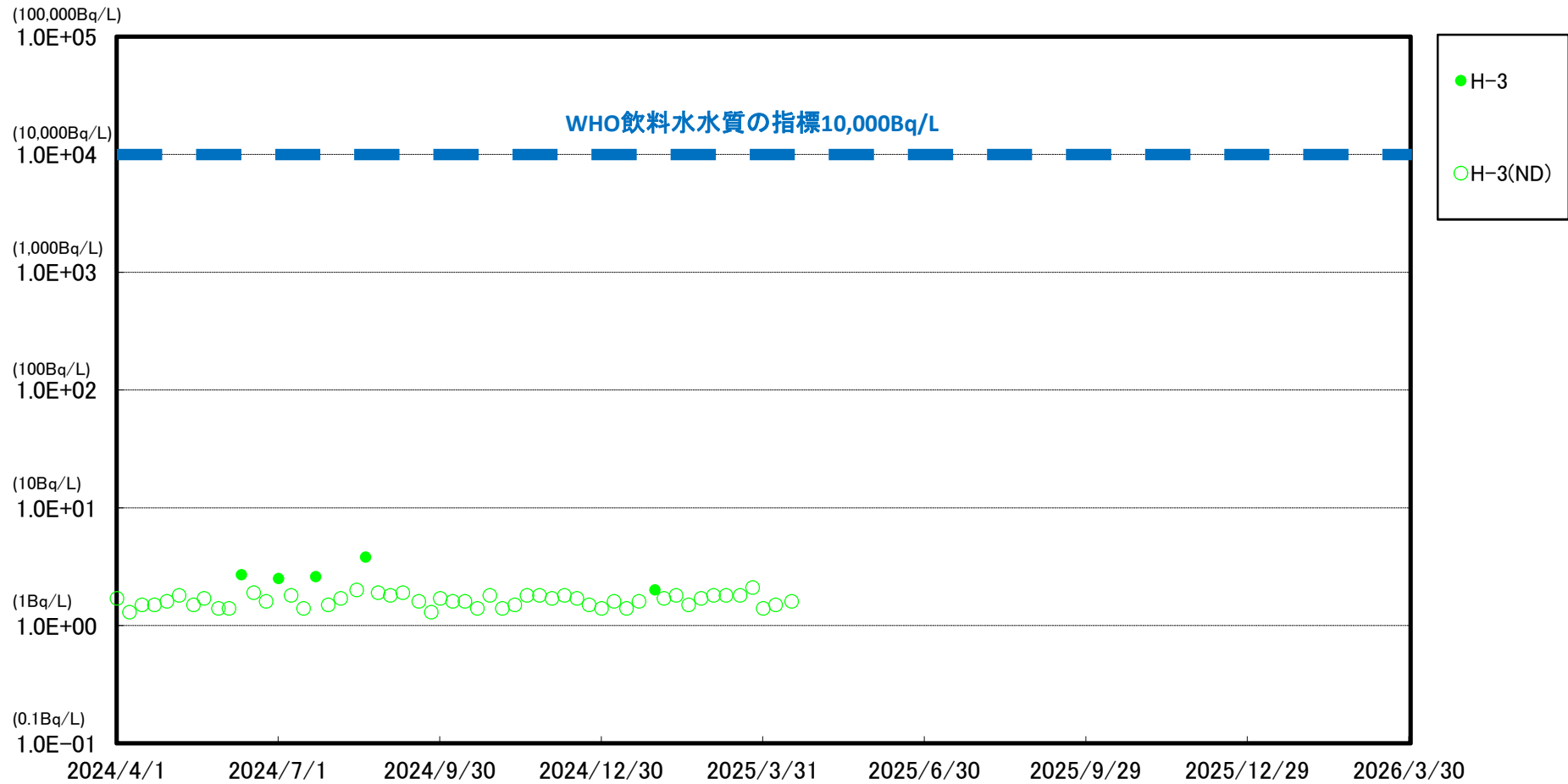
福島第一 港湾内東側海水放射能濃度



福島第一 港湾内西側海水放射能濃度



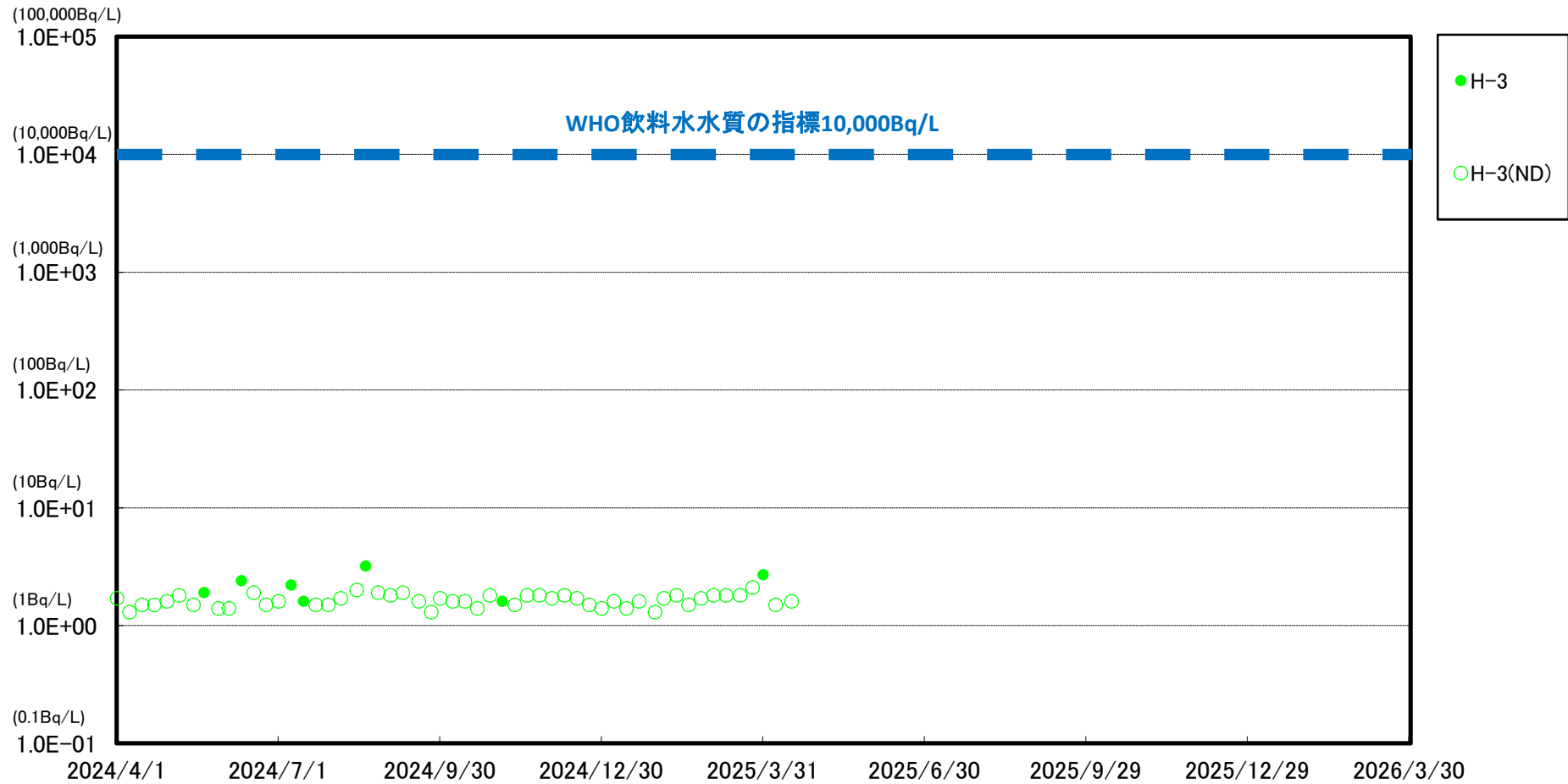
福島第一 港湾内北側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。

福島第一 港湾内南側海水放射能濃度



※ 世界保健機関(WHO)の飲料水水質ガイドラインにおける、トリチウム(H-3)の指標:1.0E+04Bq/L(1万Bq/L)

※※ (ND)は測定値が検出限界値(検出下限値)未満であったことを示します。検出限界値は測定環境や測定器ごとの特性によって変動します。